

世田谷区農業振興計画 〔改定版〕

令和 5 年(2023 年)9 月

世田谷区

世田谷区農業振興計画 令和5年9月改定箇所一覧

1. P 2

1-3. 計画の位置づけ 図表「国・都・区の上位計画との関連」の一部について、取消線部分を削除し下線部分を追加

国・都・区の上位計画との関連

国

農業経営基盤強化促進法

~~(2018年(平成30年)5月改正)~~

(2023年(令和5年)4月改正)

都

東京都農業振興基本方針

~~(2014年(平成26年)6月改正)~~

(2023年(令和5年)6月改正)

東京農業振興プラン

~~(2017年(平成29年)5月策定)~~

(2023年(令和5年)3月改正)

2. P 4 2

3-4. 経営モデル（3）の一部について、取消線部分を削除し下線部分を追加

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等に関する目標等

iii. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

新規就農者への支援体制については、就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター（公益財団法人東京都農林水産振興財団）農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び一般社団法人東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。

また、技術指導及び経営指導については、東京都中央農業改良普及センター、JA東京中央、JA世田谷目黒、東京中央農業協同組合、世田谷目黒農業協同組合、世田谷区農業委員会と協働して展開し、認定農業者への誘導を行います。

3-4. 経営モデル の (4) を (6) に変更するとともに、取消線部分を削除し下線部分を追加、(5) の全部を削除し、新たに (4) 及び (5) を次のとおり追加

(4) (2)及び(3)に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

①農業を担う者の確保及び育成の考え方

区内農業の維持・発展に必要となる、効率的・安定的な農業を目指す経営者の育成に向けて、生産方式の高度化や経営管理の合理化等に取り組む人材の確保・育成に努めます。

また、認定・認証農業者制度の周知及び各種支援制度の活用とともに、農業経営・就農支援センター、中央農業改良普及センター、東京中央農業協同組合、世田谷目黒農業協同組合などと連携した相談対応など、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を支援するための取組みを進めます。

加えて、世田谷区の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、農業の魅力等を発信するとともに、雇用等により農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域で活躍できるよう必要な情報の提供を行います。

②区が主体的に行う取組

区は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、中央農業普及改良センターや東京中央農業協同組合、世田谷目黒農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、国や東京都による支援策の紹介等によるサポートを行います。

③関係機関との連携・役割分担の考え方

区は、東京都、農業委員会、東京中央農業協同組合、世田谷目黒農業協同組合等の関係機関と連携し、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施などにより、就農後の定着に向けたサポート等を行います。また、東京都や区の実施する補助事業等の周知など継続した支援を行います。

④就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

区は、農業を担う者の確保のため、東京中央農業協同組合、世田谷目黒農業協同組合等関係機関と連携して、経営の委譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、区の区域内において後継者がいない場合は、東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供を行います。また、新たに農業経営を始めようとする者が円滑に事業を開始できるよう、各農業協同組合、農業委員会等の関係機関と連携して、必要としている情報等を収集・整理して東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供を行うなど、必要なサポートを行います。

(5) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その

他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

①農地の利用集積に関する目標

世田谷区の農地は、今後も減少を避けられないと予測されます。施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

また、認定農業者への農地の利用集積率を、将来の経営耕地面積 75ha の約 24% (0.3ha (一戸当たりの平均経営耕地面積) × 60 戸 (目標認定農業者数) /75ha) としていきます。

②その他農地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

区は、関係機関や関係団体等と緊密に連携し、担い手の状況や地域の特性等を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営の実現をめざし、都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借の促進等が図られるよう取り組んでいきます。また、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めることができるよう、継続した支援を行います。

(4) (6) 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

①農業経営基盤強化促進事業

農業経営基盤強化促進事業は、農業経営基盤強化促進法第4条第4項第3項に掲げる事項で、農業の健全な発展に寄与することを目的として農用地の利用権設定等を促進するものです。

「農と住が調和した魅力あふれる世田谷農業」の実現を目指して

世田谷区では、江戸時代より大消費地江戸の近郊農村として、様々な農産物を供給してきましたが、時代とともに世田谷の農業は大きく変容してきています。

こうした状況の中で、世田谷の農業が区民の理解を得てさらに継続的に発展していくためには、長期的・総合的な視点からの農業振興施策を推進していくことが必要であることから、区では平成21年（2009年）に世田谷区農業振興計画を策定し、認定農業者制度の導入による農業基盤の強化をはじめ、区民に向けたPR事業など様々な農業振興事業の実施を通じて、都市農業の振興と農地の保全に全力で取り組んでまいりました。

しかしながら、これらの取り組みにもかかわらず区内における農業は、相続などに伴い平成19年（2007年）からの10年間で29.7%もの農地が減少したほか、農業者の高齢化・後継者不足など深刻な課題を抱えています。

一方、国においては、平成27年（2015年）に都市農業振興基本法が成立し、その翌年にはこの基本法に基づく都市農業振興基本計画が策定されました。この基本計画では都市農地の位置づけが、それまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換され、以来、この基本計画に沿って平成29年（2017年）6月には生産緑地法の一部改正により、生産緑地の面積要件の引き下げや特定生産緑地地区制度の創設が行われ、さらに平成30年（2018年）6月には都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定され、生産緑地の貸借の円滑化が図られるなど、都市農地の保全に向けた制度改正が進められています。

このように、現在は都市農業にとっての大きな転換期にある中で、区としてもこれらの動きに的確に対応していく必要があります。

このため、世田谷区としての新しい農業振興計画の策定に向けて、区長の附属機関である世田谷区農業振興対策委員会からご意見を聴取しながら検討を進めてまいりましたが、このたび平成31年度（2019年度）からの10年間を見通した新しい農業振興計画を策定いたしました。

今後は、この計画に沿って各種施策を展開し、都市農業の振興と農地の保全に取り組むことを通じて、計画の理念のキャッチフレーズでもある「農と住が調和した魅力あふれる世田谷農業」の実現を目指してまいります。

目 次

第1章 計画の目的と位置づけ	1
1-1. 計画の背景と目的	1
1-2. 計画期間	2
1-3. 計画の位置づけ	2
1-4. 現行世田谷区農業振興計画の振り返り	3
第2章 世田谷区の農業を取り巻く状況と特性	5
2-1. 都市農業を取り巻く状況	5
2-2. 世田谷区の概要	9
2-3. 世田谷区の農業・農地の現状と課題	10
第3章 世田谷区の農業振興の基本的方向	24
3-1. 世田谷区農業振興計画の理念	24
3-2. 施策体系	26
3-3. 基本方針	28
3-4. 経営モデル	38
第4章 基本方針に基づく具体的施策の展開	44
基本方針1 多様な農業者への支援	44
基本方針2 「せたがやそだち」の流通促進	48
基本方針3 農業生産・経営の安定化	51
基本方針4 農のある暮らしの充実	54
基本方針5 農地を守るまちづくりの推進	57
第5章 計画の実現にむけて	59
5-1. 推進体制と関わる主体の役割	59
5-2. 東京都及び周辺自治体との連携	60
5-3. 本計画の進捗管理	60
【参考】世田谷区農業振興対策委員会	61

第1章 計画の目的と位置づけ

1-1. 計画の背景と目的

現行の世田谷区農業振興計画は、2009年度（平成21年度）からの10年間を期間としており、2018年度（平成30年度）で区切りを迎えます。

この間、食の安全意識の高まりから、身近な農地で生産された新鮮で安全・安心な野菜が手に入ることが高く評価され、また、2011年3月に発生した東日本大震災を契機として農地が持っている防災面での役割も見直されるなど、都市農業に対する世論は好意的に変化しています。一方で都市農業の維持については、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化し、厳しさを増しています。

世田谷区は人口約90万人、東京23区という最も都市的な立地にありながら、農地面積は23区内2位の約90haが残っており、意欲的農業経営者が農業を続けています。また、世田谷区独自の認証農業者制度や後継者育成のためのせたがや農業塾※などの先進的事業も行われています。

さらに、都市農業には、農産物の生産以外にも生活を支える機能があることが指摘できます。世田谷で農業を維持振興することの意義は、「景観形成」、「交流創出」、「食育・教育」、「地産地消」、「環境保全」、「防災」の機能を発揮することにより、区民の暮らしを豊かにし、地域のブランド価値を高めることでもあります。

しかしながら、区内の農地は一貫して減少を続けています。このため、隣接する杉並区と目黒区及び両区を地区とするJA東京中央とJA世田谷目黒と連携し、区民とともに国に対して都市における農業振興策と農地保全策の転換を訴えていくことを目的に、「アグリフェスタ」や「都市農業トータルライブ」などの協働事業を実施しています。また、都市農地を持つ都内38団体で構成する「都市農地保全推進自治体協議会」を通じて、国に対して要望活動を続けてきました。

これらの活動が実り、国においては2015年（平成27年）に都市農業振興基本法が成立し、翌年5月には都市農業振興基本計画が策定されました。これを受けて、2017年（平成29年）には生産緑地法の一部改正が行われ、さらに2018年（平成30年）には都市農地の貸借の円滑化制度が導入されるなど、この基本計画に沿って制度改革が進められています。

また、東京都においても、国の動きを踏まえ、新たな「東京農業振興プラン」を2017年（平成29年）5月に策定しました。

このように都市農業は、現在大きな転換期を迎えており、本計画は、これらの状況に的確に対応し、区内農業の振興を図ることを目的として、2019年度（平成31年度）から10か年を見通した区内農業のあり方を明らかにする「世田谷区農業振興計画」を策定します。

※せたがや農業塾：農業後継者の基礎的技術の習得、後継者同士の交流、先輩農家との交流を図る事業として、栽培技術の優れたベテラン農家を講師に迎え、栽培技術指導を行うほか、土壤診断・病害虫防除・農薬の使用方法等の講習会、区外の先進的農業団体・優良農家の視察研修など、農業について総合的・体系的に学ぶものです。

1-2. 計画期間

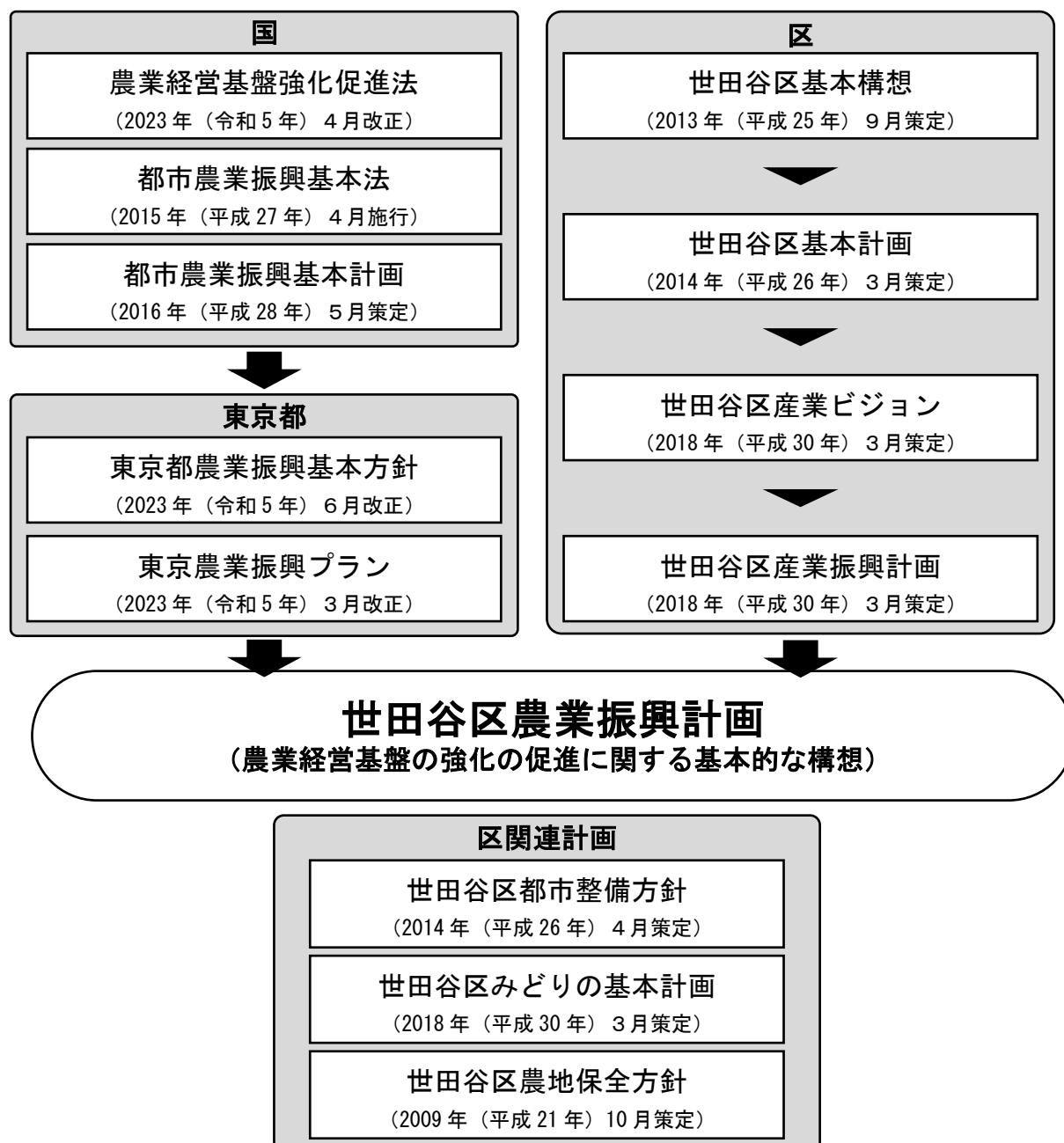
本計画の計画期間は、「2019年度（平成31年度）から2028年度まで」の10か年とします。

なお、本計画の進捗状況、もしくは都市農業を取り巻く社会情勢の変化に応じて、適宜計画を見直し、効果的かつ実効性のある農業振興施策に取り組んでいきます。

1-3. 計画の位置づけ

本計画は、「都市農業振興基本法」における、世田谷区の地方計画を兼ねるものとします。また、農業経営基盤強化促進法における「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」として位置付けます。

国・都・区の上位計画等との関連



1-4. 現行世田谷区農業振興計画の振り返り

現行農業振興計画は、2009年度（平成21年度）から10年間の都市農業を取り巻く情勢、将来の世田谷農業の姿を掲げ、世田谷区の農業振興・農地保全に向けた基本方針と具体的な施策を示すものとして策定しました。その中で、10年後の世田谷農業の将来の姿を実現するために、10の具体像を定め、5つの基本方針のもと、実現に向けて様々な施策を開拓してきました。

「基本方針1 世田谷農業を担う多様な農業者の育成・支援」については、意欲的に取り組んでいる農業者に対する積極的な支援によって、農業経営の意欲向上につながっており、認定・認証農業者制度※では、46 経営体が認定、33 経営体が認証され、農業振興及び農地保全の両面に効果を發揮しています。また、せたがや農業塾は、これまでに延べ128人の卒塾生を有し、後継者育成の場として区内農家に広く認知され、農家同士、地区や世代を超えたつながりの形成に寄与しています。その他にも、新たな農業担い手育成として、農業サポーター※登録者数が2008年度（平成20年度）末の48人から2017年度（平成29年度）末には90人と増加する一方で、活動者が42人と50%を切っており、活用農家とのマッチングに課題が生じています。

「基本方針2 「せたがやそだち※」の区内流通の拡大」については、学校給食への区内産農産物の供給拡大に向けて、2017年度（平成29年度）には教育委員会とJA※との連携の下で、全区立小中学校で「せたがやそだち給食」を実施するなど着実に取組みが進められています。また、農地がない地域で即売市等を継続的に実施することを通じ、区内に世田谷農業のアピールを続けています。さらに、区内産農産物のキャッチフレーズ・ロゴマーク「せたがやそだち」の活用を中心に、結束テープやエコバッグ等といったPR媒体等の作成を行ってきました。これらの取組みが、世田谷農業への区民理解を得るための有効手段として、更なる活用を推進していくために、「せたがやそだち」のブランド化の在り方、方向性を明確にすることが求められています。

※認定・認証農業者制度：認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づく制度であり、農業経営の改善目標（年間農業所得目標が300万円以上）を掲げた農業経営改善計画を農業者自らが作成し、区が世田谷区農業振興計画に照らして認定した農業者を認定農業者といいます。また、認証農業者制度は、農業所得の目標額に区独自の認定基準（年間農業所得目標が200万円以上300万円未満）を設けています。認定農業者及び認証農業者ともに、区内の中核を担う農家として農業振興における牽引役と位置づけ、各種施策によって積極的に支援していきます。

※農業サポーター：区内農家の方が高齢・病気などの理由で営農が一時的に困難となった場合に、農家を応援していただき、安定した労働力を確保し、都市農業・農地を保全していくこと、サポーターの方に農作業を通じて都市農業への理解を深めてもらうための制度です。原則無償ボランティアとなり、農家により農作業の内容は異なります。

※せたがやそだち：世田谷区では、区内産農産物のイメージアップとPRを図るため、区内で生産された野菜や果実、花に表示するキャッチフレーズ「せたがやそだち」と大地に生える双葉をモチーフにしたロゴマークを平成11年12月に作成しました。

「基本方針3 区民に信頼される都市農業経営の推進」については、農産物増産のための経営改善・強化として、施設栽培促進補助制度の活用により、露地栽培から施設栽培への転換が図られ、農業者からも高く評価されています。また、環境に配慮した農業を促進するため、東京都エコ農産物の認証を受けた農家に助成を行っており、現在では認証を取得した農家が18戸にまで増えています。さらに、農園情報掲示板の設置を進め、区民に対して生産者情報を積極的に発信し、区民の都市農業・農地に対する期待及び保全意識の向上に寄与しています。

「基本方針4 多くの区民が参加できる多様な農業の展開」については、農業・農地が持つ多面的機能を活かしつつ、子どもから大人まで多様なニーズ・ライフスタイルに応じた農業を展開しています。特に区民農園の取組みでは、約3～5倍の応募があるなど、農業体験のニーズが高まっている状況です。また、瀬田農業公園分園や喜多見農業公園等で野菜づくり講習会や体験イベントが展開されています。しかし、区民の農業・農地に対する保全意識が高まり始めている一方で、農業者の高齢化等により、取組みを展開する人材の不足や農業者への負担等、様々な課題が生じています。

「基本方針5 「農」を中心とした潤いのあるまちづくりへの貢献」については、基本方針1から基本方針4までの取組みを実施することを通じて、この10年間、人口の増加に伴い、道路・住宅等の様々な開発が進む中、農地の保全に一定程度寄与してきたといえます。また、昨年の生産緑地法の一部改正に伴い、いち早く条例を制定することにより生産緑地※の面積要件を300m²以上に引き下げ、同時に一団性要件も緩和するなど、農地の保全に努めています。このような状況の中で、世田谷の農業・農地は、その多面的機能を發揮することを通じて、区内の「農」と「住」が調和した潤いのあるまちづくりに貢献しています。

※JA：各JAの管内の区分は、JA東京中央千歳が北烏山、南烏山、給田、上祖師谷、粕谷、八幡山、船橋、千歳台、祖師谷、成城7及び9丁目の計10地区、JA東京中央砧が成城1～6及び8丁目、砧、喜多見、大蔵、砧公園、宇奈根、鎌田、岡本、玉川の計9地区、JA世田谷目黒がこれらを除く全地区です。

※生産緑地：生産緑地地区は、農地等の持つ緑地機能に着目して計画的な保全を図り、市街化区域を計画的に整備していくために必要となる公共施設等の用地をあらかじめ確保して、良好な都市環境の形成に資するものです。生産緑地地区内については、生産緑地法により建築物の建築等は原則として制限されています。また、所有者等の意向により生産緑地地区を解除することはできません。（要件によっては、区長に対して買取りを申し出ることができます。）

第2章 世田谷区の農業を取り巻く状況と特性

2-1. 都市農業を取り巻く状況

都市農業は、歴史的に見ると、都市住民の生活との関係の中で発展し、都市的土地区画整備との競合の中で衰退してきました。高度経済成長期には、旺盛な宅地需要の下で、住宅難の解消を求める世論が大勢となり、広大な土地を抱え込む都市農業への風当たりは強まっていきました。市街地の急激な拡大の中で、農薬散布や土ぼこり等による周辺住民との軋轢や、地価の上昇による土地所有コストの増大等により、農業経営は逆風にさらされ、都市農業は衰退していきました。

しかし近年、都市農業に対する都市住民の世論は大きく変わりつつあり、食の安全への意識の高まりとともに、身近な農地で生産された新鮮で安全・安心な野菜が手に入ることが高く評価され、また、自ら農作物を育てたいというニーズも高まっています。こうした中、都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業や農業政策に対する理解の醸成等の多様な機能への評価が高まっています。

— 都市農業に関する動き —

【国の動向】

○都市農業振興基本法

国において、農林水産省が「都市農業振興に関する検討会」、国土交通省が「社会资本整備審議会都市計画部会 都市計画制度小委員会」を設け、都市農業の在り方や市街化区域農地の位置づけについて議論されてきました。

そして、2015年（平成27年）4月に、「都市農業振興基本法」が制定され、都市農業の振興に対する基本理念が定められました。さらに、2016年（平成28年）5月に、都市農業振興基本法第9条に基づく「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農業の振興と農地保全に関する国的基本的な考え方が示されるなど、都市農業が安定的に継続できる環境が整いつつあり、これまで宅地や公共施設の予定地等としてみなされてきた都市農地の位置づけが、「あって当たり前のもの」、さらには「あるべきもの」へと大きく転換され、都市を形成する上で農地を重要な役割を果たすものとして捉えることが必要となっています。

○都市農業に関する法律の改正等

■都市緑地法等の一部を改正する法律

公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難場所としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくための都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が、2017年（平成29年）6月15日に施行されました。

このうち、都市農地の保存・活用として、「生産緑地地区の面積要件の引下げ」や「生産緑地地区における建築規制の緩和」、「特定生産緑地制度の創設」、「田園住居地域の創設」等といった生産緑地法等の改正も行われました。

■都市農地の貸借の円滑化に関する法律

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市における限られた貴重な資源である都市農地（生産緑地地区の区域内の農地）については、農地所有者以外の者であっても、意欲ある都市農業者等によって有効に活用されることが重要であることから、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上を目指していきます。

本法律は、具体的には、2つの貸借の仕組みで構成され、一つは、生産緑地を借りる者が自ら農業経営することを目的に貸借する仕組みであり、もう一つは、市民農園等の開設のために、区市町村、農地所有者、開設者となる企業等の三者の貸付協定に基づき、農地所有者と企業等の直接の貸借契約による都市農地の貸借の円滑化であり、都市農地を借りる者が、市民農園など公益目的で生産緑地を貸借する仕組みです。

都市農業に関する法律の改正等の主な内容

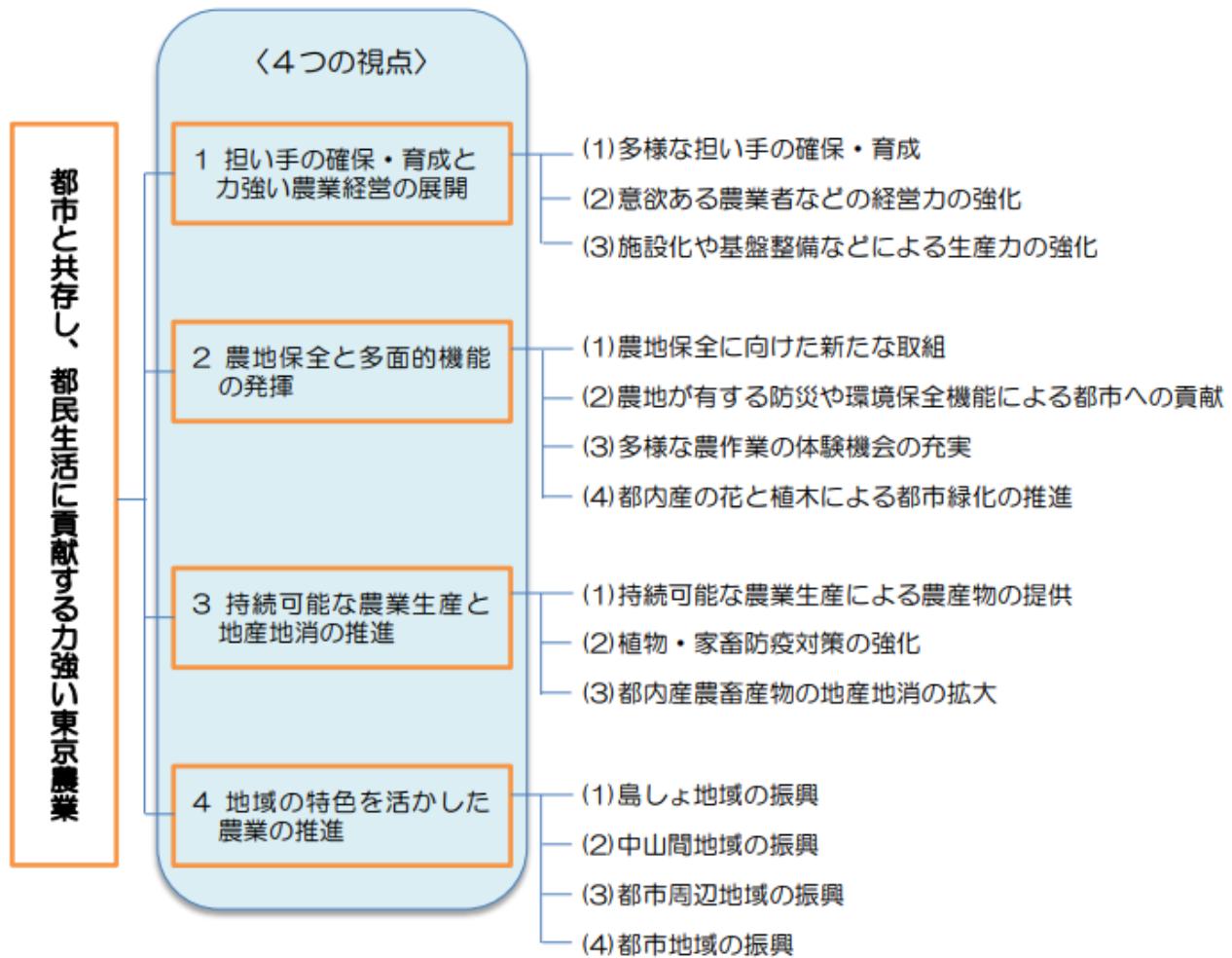
法律	項目	改正前	改正後
生産緑地法一部改正 (平成29年6月)	生産緑地地区の面積要件の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> 一団で 500 m²以上の区域とする規模要件 公共収用等に伴い、又は生産緑地地区の一部の解除で残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区全体が解除 	<ul style="list-style-type: none"> 一団で 300 m²以上（政令で規定）で区市町村が条例で定める規模に引き下げ可能 同一又は隣接する街区に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能（ただし、一団の農地等を構成する個々の農地等の面積については、100 m²程度を下限とする）
	生産緑地地区における建築規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業を営むために必要で、生活環境の悪化をもたらすおそれがないものに限定（ビニールハウス、集荷施設、農機具収容施設、共同利用選果場、休憩所・農作業講習施設等） 	<ul style="list-style-type: none"> 営農継続の観点から、新鮮な農産物等への需要に応え、農業者の収益性を高める施設を追加 (生産緑地で生産された農産物等を活用する製造・加工施設、販売施設、レストラン)
	特定生産緑地制度の創設	—	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地の所有者等の意向を基に、区市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定 指定された場合、区市町村に買取り申出ができる時期は、生産緑地地区的指定日から 30 年経過後より 10 年の延期が可能 10 年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し 10 年の延長が可能
都市計画法一部改正 (平成29年6月)	田園住居地域の創設	—	<ul style="list-style-type: none"> 住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設 住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発/建築規制を通じてその実現が可能
農地法一部改正 (平成30年5月)	農業用ハウス等の底地を全面コンクリート張りした場合も農地扱いとする制度	<ul style="list-style-type: none"> 農作物の栽培施設（農業用ハウス等）の底地を全面コンクリート張りにした場合は農地に該当しないものと取り扱う 	<ul style="list-style-type: none"> 事前に農業委員会に届け出て農業用ハウス等の底地を全面コンクリート張りにした場合も、「農地」として取り扱うことが可能
する法律 都市農地の貸借の円滑化に関する法律 (平成30年6月)	都市農地の貸借円滑化（都市農地の有効活用）	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地の貸借は事実上困難 (生産緑地で相続税納税猶予制度の適用農地では営農困難時を除き貸借不可) 	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地の貸借が可能 生産緑地で相続税納税猶予制度適用農地でも貸借が可能となり、貸借中に生産緑地の相続が発生した場合も相続税納税猶予制度の適用を受けることが可能（買取り申出には注意が必要） 生産緑地を貸借し、借り受ける者が営農することが可能 JA・区以外の者による市民農園の開設が可能

【東京都の動向】

○東京農業振興プラン（2017年（平成29年）5月策定）

大都市東京の持つポテンシャルを活かし、『都市と共に存し、都民生活に貢献する力強い東京農業』を目指していくために、「1. 担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」、「2. 農地保全と多面的機能の発揮」、「3. 持続可能な農業生産と地産地消の推進」、「4. 地域の特色を活かした農業の推進」といった4つの視点を中心に、新たな農業振興施策を展開しています。

東京農業振興プラン（農業振興の方向と体系）



○都市づくりのグランドデザイン（2017年（平成29年）9月策定）

目指すべき東京の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示すものとして、2040年代を目標時期として設定している。この中で、都市づくりの戦略と具体的な取組が都市農業について以下のように示された。

戦略6 四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築

（政策方針—25）産業の一翼を担い活力を生み出す都市農業を育成する

取組1 農地を保全し、次世代に引き継ぐ

取組2 新鮮な都内の農産物をブランド化して発信する

取組3 都市の魅力を向上する農空間を生み出す

2-2. 世田谷区の概要

(1) 世田谷区の位置・面積

世田谷区は、東京 23 区中の西南端にあり、東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・調布市、南は大田区とそれぞれ接し、更に多摩川を挟んで神奈川県川崎市と向かい合っています。区の面積は、58.05 km²であり、用途の 90%以上が住居地域系で占められており、三軒茶屋、下北沢、二子玉川などの駅周辺や幹線道路・沿道には、商業系が集中しています。

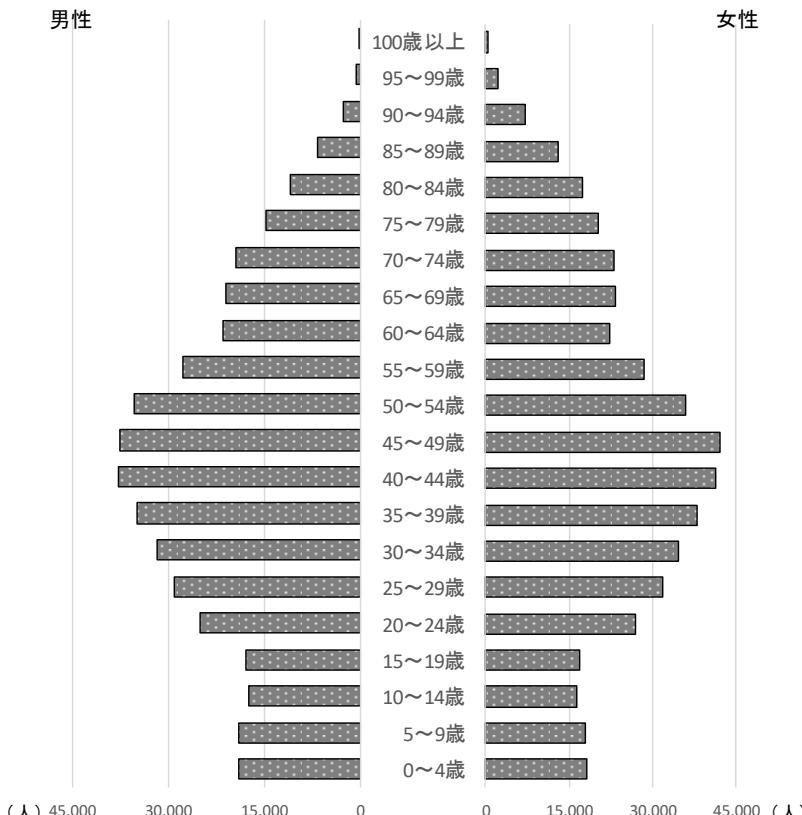


(2) 世田谷区の人口推移と年齢別構成

2019 年（平成 31 年）1月 1 日現在の総人口は 908,907 人、総世帯数は 479,792 世帯となっています。

快適な住環境と都心部への交通条件の良さによりベッドタウンとして拓け、23 区最大級の面積を有し、今では都内最大の人口を抱える住宅都市として発展し続けています。

年齢・男女別人口構成（2019 年（平成 31 年）1月 1 日現在）



出典：世田谷区住民基本台帳

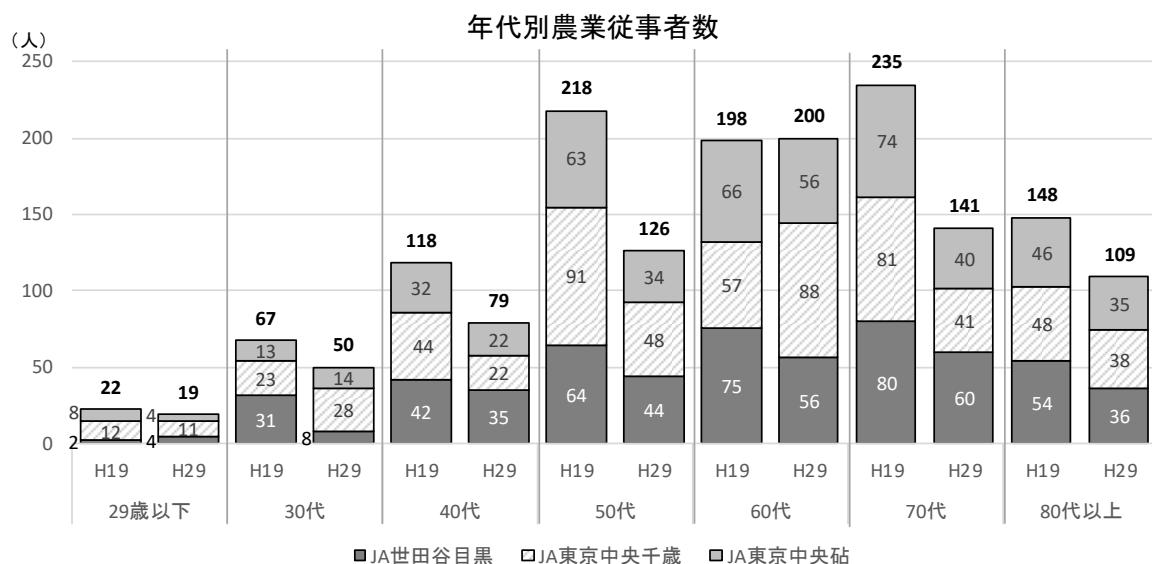
2-3. 世田谷区の農業・農地の現状と課題

統計データや2017年度（平成29年度）に実施した農業者アンケート（対象：経営農地面積10a（約一反）以上で、区内に住所を有する農業者404名、方法：調査票を対象農家に配付し、記入後郵送により回収、回収票数：342、回収率：84.7%）、区民アンケート（対象：区政モニター198件、方法：郵送配付、郵送回収及びEメールによる送受信、回収票数：175、回収率：88.4%）、ヒアリング等の結果より、世田谷区の農業・農地の現状や課題を整理します。

（1）農業の担い手について

①農業者の減少が進み、継続的な後継者の確保・育成が必要

農業従事者数は、2017年度（平成29年度）で724人となっており、年代別について見ると、60代が最も多く、次いで70代、50代となっています。JA別では、JA東京中央砧・千歳地区においては60代、JA世田谷目黒では70代が最も多い状況です。前計画策定時より、10年経過したことで、60代を除く各年齢層で人数の減少が見受けられます。



出典：2007年度（平成19年度）及び2017年度（平成29年度）農家基本調査集計表

世田谷の農業

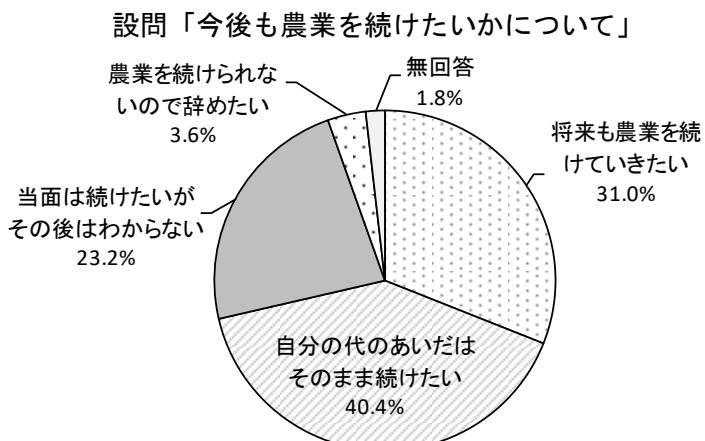
世田谷区では、江戸時代以降、江戸・東京近郊の農村として、米や麦、大豆などの穀物、大根やナス、キュウリなどの野菜、柿や栗などの果実、薪炭など様々な農産物を供給してきました。

戦後は、人口増加と地価高騰のなかで、農地を売却またはアパート等に転用するなど、農家の兼業や離農が急速に進み、昭和30年を過ぎると、兼業農家が専業農家を上回るようになりました。

現在、農家の多くは面積30a（アール）以下の小規模経営であり、区民ニーズに合わせた様々な種類の野菜を主に露地栽培で生産し、収穫した野菜は畑の横の直売所や、JAの共同直売所などで販売しています。

また、農業者アンケート調査での今後の農業継続意向においては、「自分の代のあいだはそのまま続けたい（40.4%）」が最も多く、次いで「将来も農業を続けてていきたい（31.0%）」、「当面は続けたいがその後はわからない（23.2%）」、「農業を続けられないで辞めたい（3.6%）」という結果となり、農業者の意向として今後も農業を続けていきたいという傾向が見受けられます。

このように、農業の継続意向は強く、後継者の確保・育成が今後も必要となります。

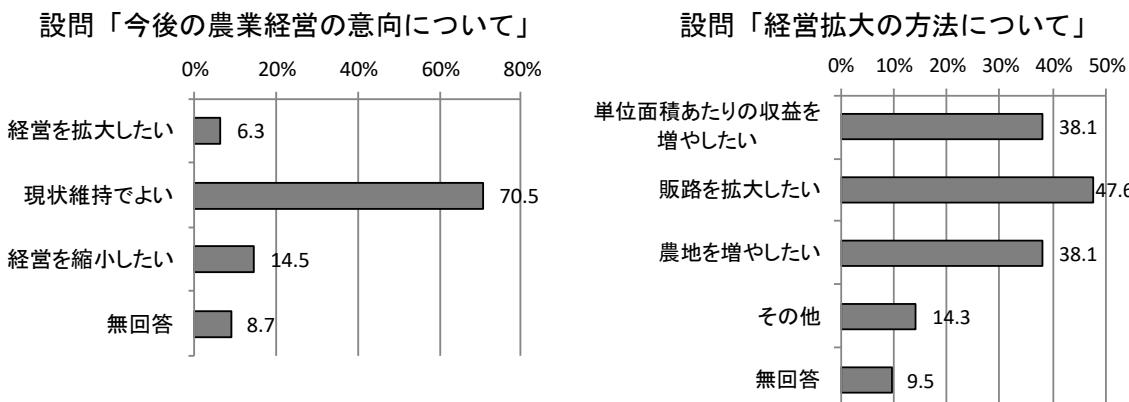


出典：2017年度（平成29年度）農業者アンケート調査

②担い手への支援の強化

農業者アンケート調査では、今後の農業経営の意向について、「現状維持でよい（70.5%）」が最も多く、次いで「経営を縮小したい（14.5%）」、「経営を拡大したい（6.3%）」という結果となりました。

また、農業の経営を拡大したいと回答した方の中には、「販路を拡大したい（47.6%）」が最も多く、次いで「単位面積あたりの収益を増やしたい（38.1%）」及び「農地を増やしたい（38.1%）」といった方法を考えていることがわかります。



出典：2017年度（平成29年度）農業者アンケート調査

せたがや農業塾等の取組みは、農業技術を学ぶ機会として、また世代や地区を超えた農業者同士の関係づくりにおいて有効であり、農業者からの評価も非常に高いため、今後も継続的な推進が求められます。

農業サポーターについては、農家とのマッチングがうまくいかず、効果的に活用されていない現状が見受けられます。そのため、農業サポーターと農家のマッチングが円滑に進むよう、登録制度の運用の見直しや新たな展開を検討する必要があります。

③意欲のある農業者への経営指導の充実

前計画における担い手の支援については、農業経営の意欲向上につながり、農業振興及び農地保全の両面において高い効果を発揮しています。一方で、経営改善計画の達成に向けた経営サポートの必要性が指摘されます。

農業後継者の確保育成策についても、せたがや農業塾において、技術指導および農業者同士の交流促進に成果を上げています。後継者の経営形態に応じたきめ細やかな支援が、今後の課題となります。

これらの課題を改善し、世田谷区の農業を先導する担い手の育成・指導を行い、高収益性と農業持続への支援を充実する必要があります。

④多様なネットワークの構築

近年、女性の就農者も増え、東京都においても、家族経営協定※の締結や夫婦連名での認定農業者の申請を推進し、女性農業者のネットワークづくりや能力開発を積極的に支援しています。世田谷区においても、女性農業者のつながりを強化するために、情報交換のできる場・機会を創出し、女性でも就農しやすい環境を作ることが求められます。

また、女性も含めた多様な農業者のネットワーク構築を推進していくために、これまでの紙面での情報発信だけではなく、時代に合わせ、新たな情報ソースの検討等も求められます。

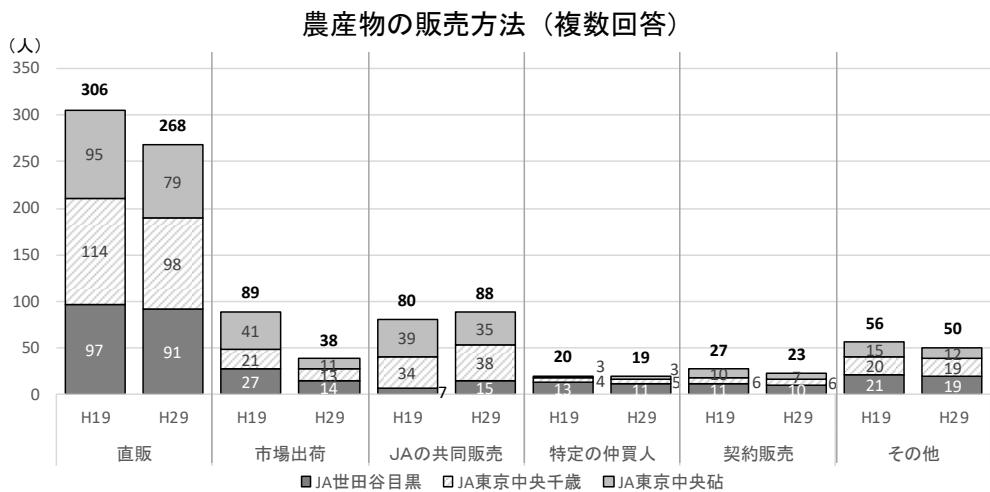
(2) 農産物の流通について

①農産物の販路の多様化の必要性

販売方法については、直販が 268 戸と最も多く、次いで JA の共同販売が 88 戸、市場出荷が 38 戸と続いている。

直近 10 年間において、市場出荷の割合が急激に減り、JA の共同販売が増加しているなど、販売方法が変化しています。

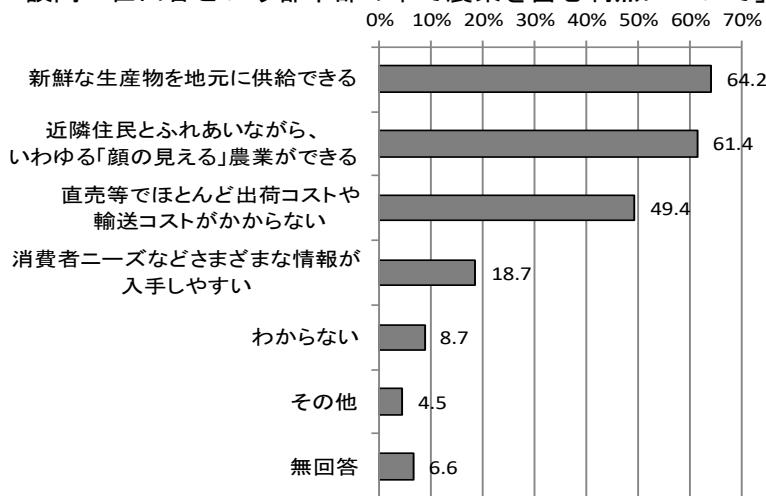
※家族経営協定：農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。



出典：200 年度（平成 19 年度）及び 2017 年度（平成 29 年度）農家基本調査集計表

農業者アンケートにおいても、都市部の中で農業を営む利点について、「新鮮な生産物を地元に供給できる（64.2%）」が最も多く、次いで「近隣住民とふれあいながら、いわゆる「顔の見える」農業ができる（61.4%）」、「直売等でほとんど出荷コストや輸送コストがかからない（49.4%）」、「消費者ニーズなどさまざまな情報が入手しやすい（18.7%）」という結果となっています。都市部という世田谷の立地を最大限に活かした販路の多様化に対応していくためには、消費者ニーズを把握することができる機会を増やしていくとともに、事業者等とつながる機会の創出も求められます。

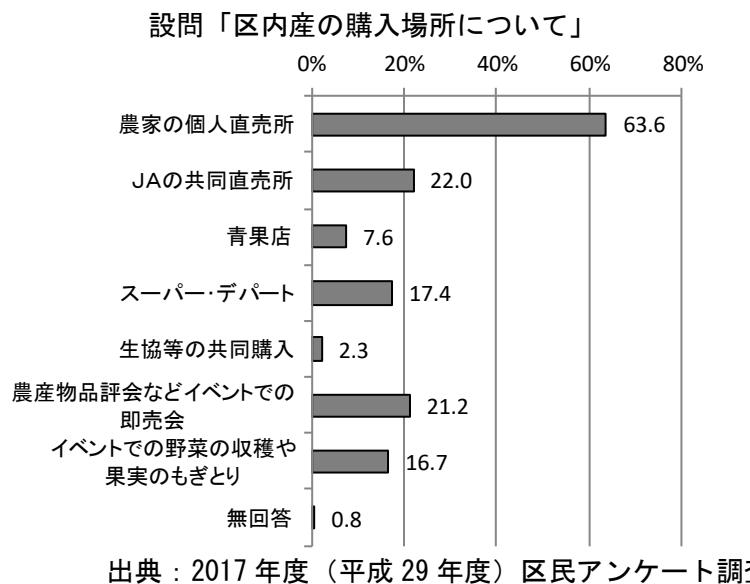
設問「世田谷という都市部の中で農業を営む利点について」



出典：2017 年度（平成 29 年度）農業者アンケート調査

区民アンケートでは、75.4%の方が区内産農産物を購入したことがあると回答していますが、23.4%の区民がまだ購入したことがないという結果となっています。

また、区内産の農産物の購入場所として、「農家の個人直売所（63.6%）」が最も多く、次いで、「JA の共同直売所（22.0%）」、「農産物品評会などイベントでの即売会（21.2%）」、「スーパー・デパート（17.4%）」、「イベントでの野菜の収穫や果実のもぎとり（16.7%）」という結果でした。一方、区内産の農産物を購入したことがない区民の中では、スーパー・直売所、近所といった身の回りの生活の中で購入したいといったニーズがあることから、多様な販路の構築支援や新たな流通の仕組みが求められます。



出典：2017年度（平成29年度）区民アンケート調査

②「せたがやそだち」の活用

区内産農産物ロゴマーク「せたがやそだち」の活用を中心にPR媒体等の作成を行っていますが、新たな顧客獲得への有効な手段に至っていないため、ブランド化のあり方・方向性、ブランド品質基準の構築を検討するなど、新たな展開の可能性を探る必要があります。



（3）農業経営について

①消費者のニーズに対応する農産物の生産促進

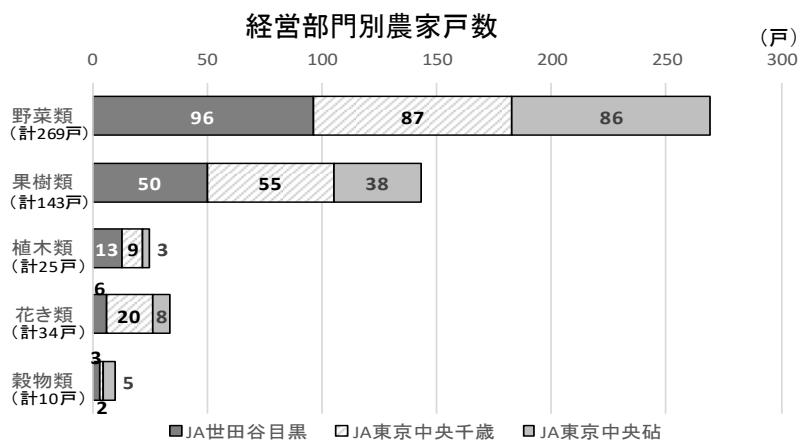
生産と販売の状況について見ると、生産し販売している農家は297戸（約91%）、販売はしていない農家は28戸（約9%）となっています。

経営部門別の農家戸数について見ると、野菜類が269戸と最も多く、次いで果樹類が143戸となっています。地域別では、果樹類や花き類でJA東京中央千歳地区が比較的多くなっています。

生産と販売の状況
(戸)

年次	区分	全農家戸数	生産し販売している	生産はしているが販売はしていない
平成29年	JA世田谷目黒	116	104	12
	JA東京中央千歳	113	107	6
	JA東京中央砧	96	86	10
	合計	325	297	28
前年計		334	301	33
前年比		-9	-4	-5

出典：2017年度（平成29年度）農家基本調査集計表



出典：2017年度（平成29年度）農家基本調査集計表

作物別の作付面積では、少量多品目型の生産が行われている中で、ジャガイモが約602aと最も多く、次いで野菜類では小松菜、大根、果樹類ではくりなどが多くなっています。また、野菜類の作付面積及び収穫量における「その他の野菜」が多く、顧客のニーズの変化に応じて、農業者が新たな取組み等を行っていることが推測でき、更に消費者のニーズ把握や新品目の栽培推奨など、大都市という立地を活かした農業生産への対応をさらに推進していく必要があります。

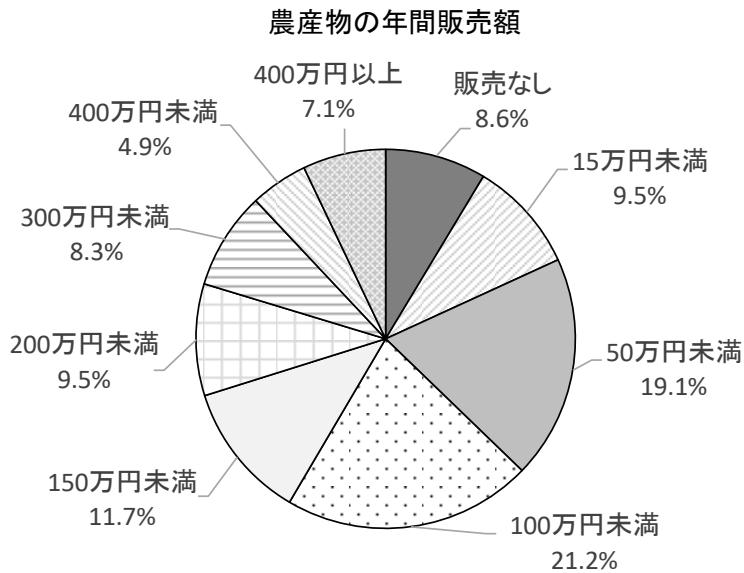
主な作物別作付面積および収穫量

作目	作付面積(a)	収穫量(t)	作目	作付面積(a)	収穫量(t)			
(野菜類)								
小松菜	543.37	34.46	まめ類	8.10	0.53			
キャベツ	376.14	67.80	その他の穀物	5.30	0.04			
ジャガイモ	601.90	78.32	合計	13.40	0.57			
ブロッコリー	425.39	29.13	(花き類) (単位:千)					
ほうれんそう	229.70	14.10	花鉢物(個)	4.55	6.82			
大根	481.70	83.29	花壇苗(個)	73.35	215.23			
枝豆	441.20	32.45	観葉植物(個)	0.00	0.00			
ねぎ	343.59	36.12	切り花(束)	122.80	25.36			
サトイモ	340.58	32.59	その他の花き(本)	3.54	0.69			
きゅうり	258.45	48.45	合計	204.24	248.10			
トマト	328.78	61.18	(果樹類)					
なす	266.31	34.59	くり	372.05	4.40			
サツマイモ	232.41	31.75	うめ	272.80	4.42			
白菜	179.79	37.01	ぶどう	177.80	12.81			
タケノコ	206.56	18.93	みかん	213.37	14.80			
にんじん	106.03	13.04	かき	161.41	6.10			
カリフラワー	118.18	10.30	ブルーベリー	211.39	2.13			
とうもろこし	194.05	20.85	その他の果樹	176.25	11.80			
ピーマン	69.32	5.02	合計	1,585.07	56.46			
いちご	20.50	2.25	(植木類) (単位:本)					
かぶ	73.96	7.36	さつき	63	8,865			
ごぼう	1.50	0.06	ソツジ類	19	46			
たまねぎ	125.72	18.79	シャラ	28	69			
レタス	39.90	4.71	ツバキ類	5	300			
その他の野菜	371.09	56.30	はなみずき	14	490			
合計	6,376.12	778.85	その他の植木	171	19,645			
			合計	299	29,415			

出典：2017年度（平成29年度）農家基本調査集計表

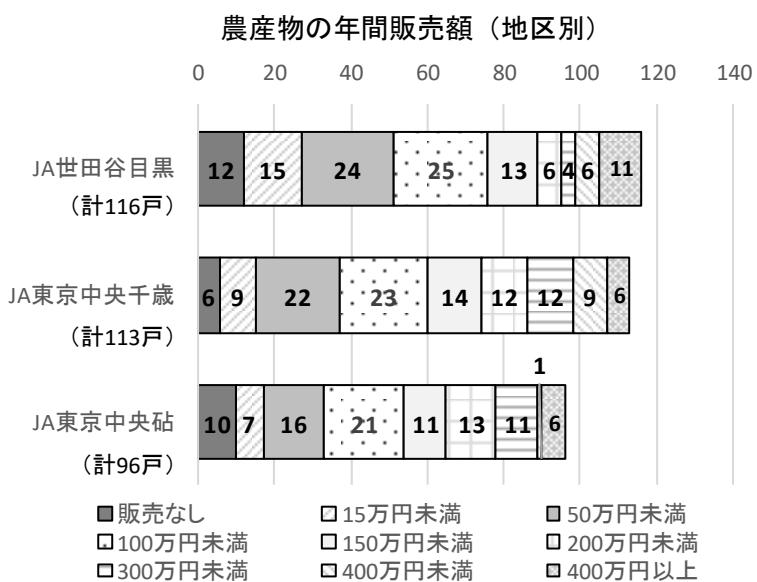
②高収益型農業への転換支援

年間販売額は、15万円～100万円で40.3%を占めていますが、150万円以上の農家も29.8%存在しています。地域別にみると、JA世田谷目黒地区は15～100万円に分布する農家戸数割合が他の2地区に比べて高く、逆に100万円以上に分布する農家戸数割合が低くなっています。また、JA東京中央砧地区は、100万円以上に分布する農家戸数割合が他の2地区に比べて低くなっています。



※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、
合計が必ずしも100とはならない。

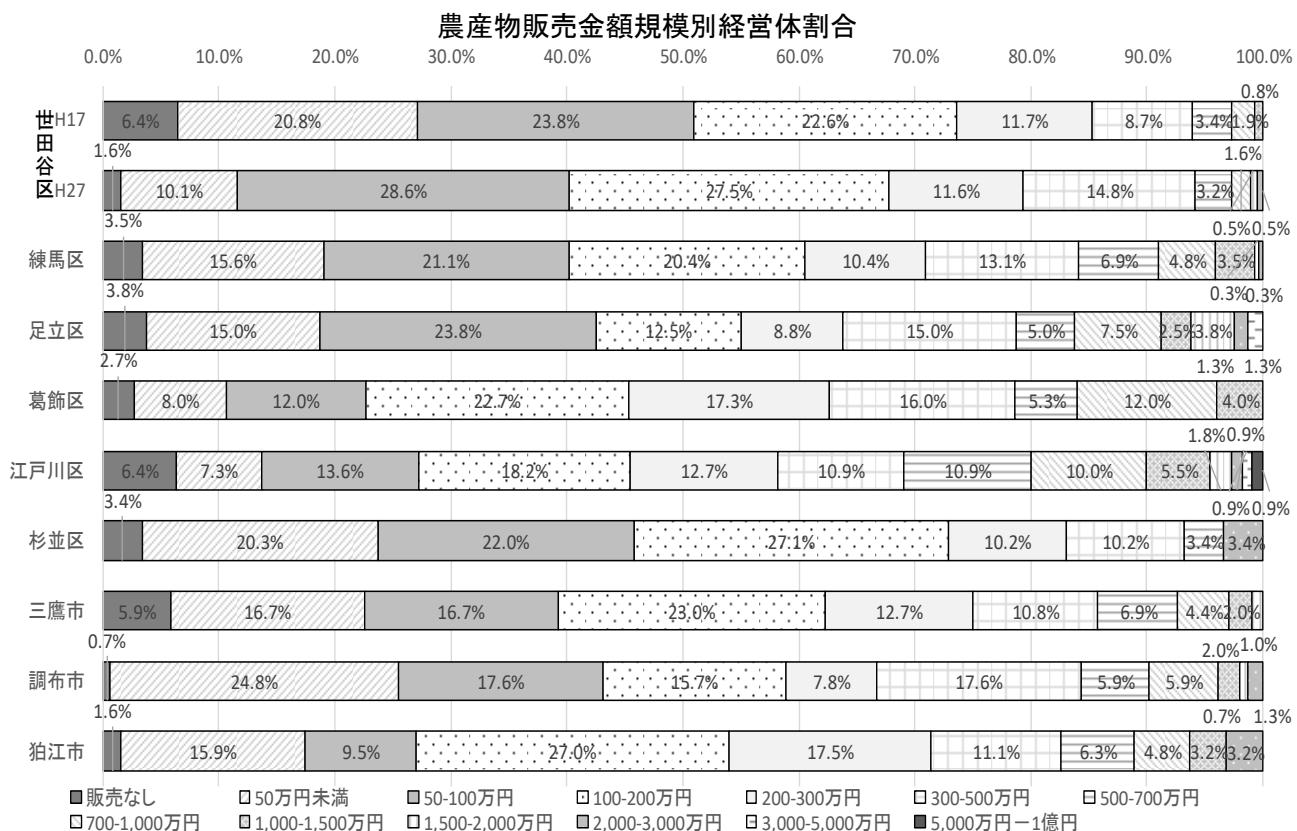
出典：2017年度（平成29年度）農家基本調査集計表



出典：2017年度（平成29年度）農家基本調査集計表

次に、農林業センサスの農産物販売金額規模別経営体数について他の区市と比較すると、世田谷区は300万円以下（販売なしも含む）の占める割合が大きく約79%となっています。

世田谷区では、直近10年間で「100-200万円」や「300-500万円」の農産物の年間販売額の農家戸数割合が増加していることから、施設栽培促進や経営相談を充実させ、高収益型の農業へ転換していくための支援が求められます。



出典：2015年度（平成27年度）農林業センサス

③農業収益構造の転換支援

農業経営規模が小さいため、農産物流通販売だけでは経営的に難しい状況の一方で、区民の収穫体験や体験農園などへのニーズが高い状況です。また、企業のメンタルヘルス対策※が義務付けられる状況を背景に、農作業による療養効果を求めるセラピ一農園事業の研究が各地で進んでおり、新たな収益構造をつくることができる可能性があります。

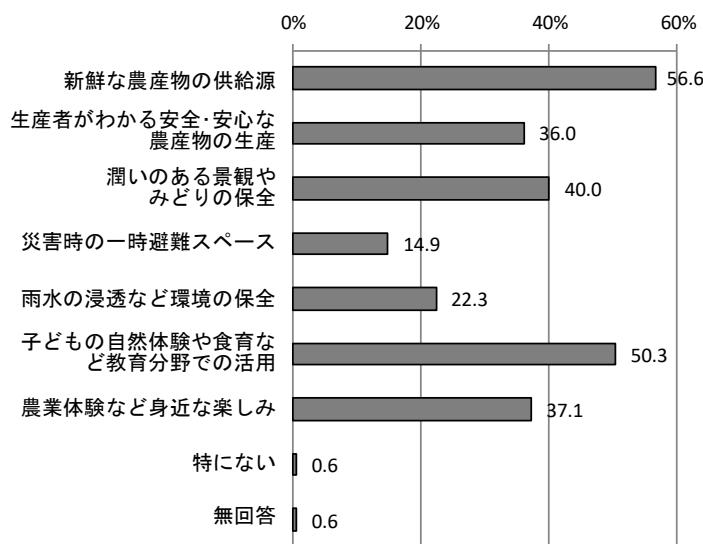
※企業のメンタルヘルス対策：企業において、社員等の前向きな気持ちと意欲的な姿勢で環境に適応することができ、いきいきとした生活が行える状態を保つための各種対策（事業場内メンタルヘルス推進担当選任、教育・環境改善、不調への対応、職場復帰支援等の実施）。「労働安全衛生法の一部を改正する法」が2015年から施行され、50人以上の企業に社員のストレスチェックが義務化されています。

(4) 農のある暮らしについて

①区民の農業体験機会の拡充

区民アンケート調査では、区内の農業・農地に対する期待として、「新鮮な農産物の供給源（56.6%）」、「生産者がわかる安全・安心な農産物の生産（36.0%）」といった、農産物生産にかかる内容に加えて、「子どもの自然体験や食育など教育分野での活用（50.3%）」、「潤いのある景観やみどりの保全（40.0%）」、「農業体験など身近な楽しみ（37.1%）」といった農業体験等への関心が高いことが見てとれます。区民の農業体験等の創出により、農業者が区民との関係づくりを行うことができる機会になることから、今後一層の強化・推進が求められます。

設問「区内の農業・農地への期待について」

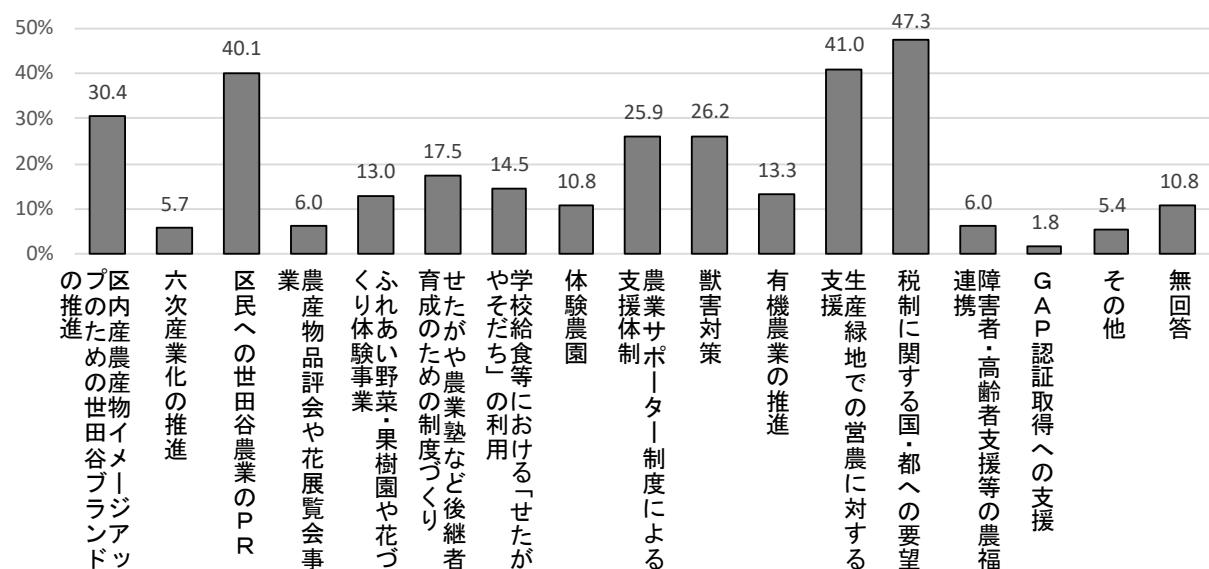


出典：2017年度（平成29年度）区民アンケート調査

②都市農業に対する区民理解の醸成

農業者アンケート調査では、今後、区に農業振興のために充実してほしい事業は、「税制に関する国・都への要望（47.3%）」「生産緑地での営農に対する支援（41.0%）」に次いで、「区民への世田谷農業のPR（40.1%）」「区内産農産物イメージアップのための世田谷ブランドの推進（30.4%）」となっています。農地保全や営農環境の改善、そのための区民に対する情報発信の充実が求められています。

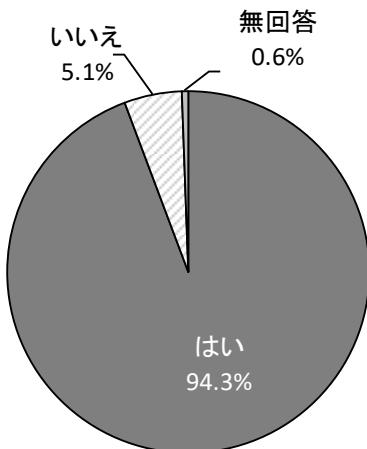
設問「今後、充実してほしい事業について」



出典：2017年度（平成29年度）農業者アンケート調査

区民アンケート調査において、区内で農業が営まれていることの認知度について、約9割の区民が認知している結果となりました。

設問「区内の農業への認知度について」



出典：2017年度（平成29年度）区民アンケート調査

また、区民アンケート調査（P.18 設問「区内の農業・農地への期待について」参照）では、区内の農業・農地への期待として、「新鮮な農産物の供給源（56.6%）」が最も多く、次いで、「子どもの自然体験や食育など教育分野での活用（50.3%）」、「潤いのある景観やみどりの保全（40.0%）」、「農業体験など身近な楽しみ（37.1%）」、「生産者がわかる安全・安心の農産物の生産（36.0%）」という結果となり、都市農地の有する多面的機能への期待が表れています。

今後、世田谷区の生活環境の魅力を向上していくために、区民に対して都市農業の必要性や農地の多面的機能についての理解を促進し、区民農園や収穫体験など区民が体験できる場づくりを引き続き推進していくことが求められます。

（5）農地保全について

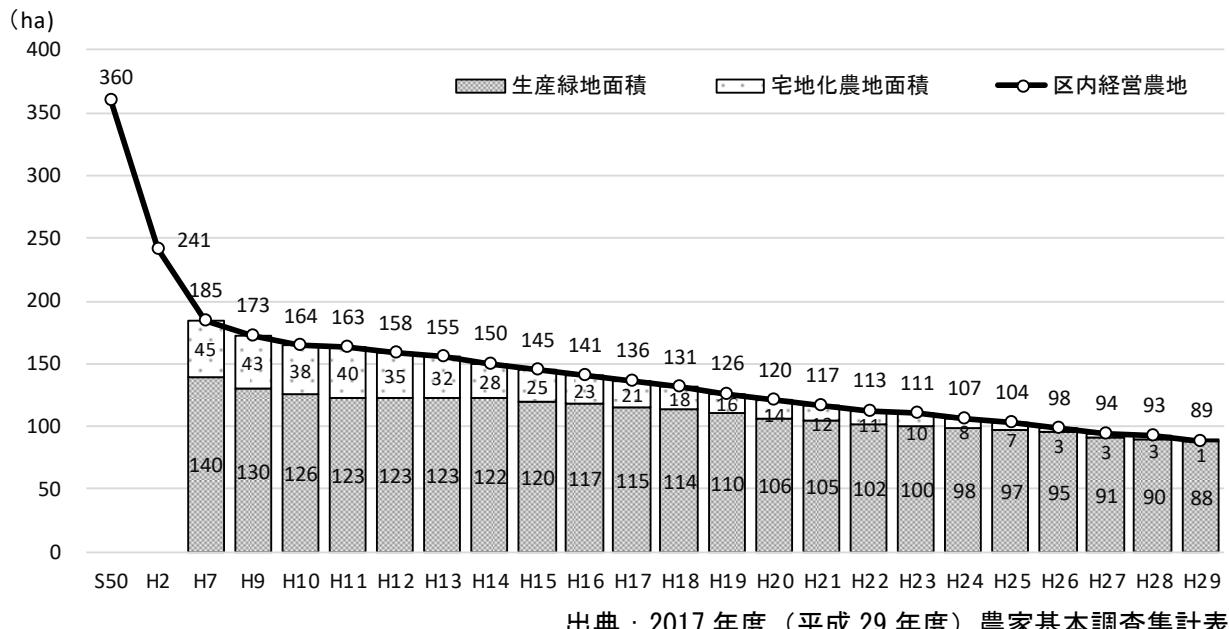
①生産緑地等の農地の維持・確保の対策

2017年（平成29年）の経営農地^{*}面積89haのうち、生産緑地が88ha、宅地化農地^{*}が1haとなっています。これら生産緑地面積と宅地化農地面積の推移を見ると、生産緑地面積は、2000年（平成12年）ごろ一時的に横這いとなりましたが、以降減少を続けており、また宅地化農地面積についても、減少を続けています。

^{*}経営農地：農業者が所有する区内での自作地および借入地の合計です。

^{*}宅地化農地：経営農地のうち、生産緑地に指定されていない農地のことを呼びます。

生産緑地面積と宅地化農地面積の推移



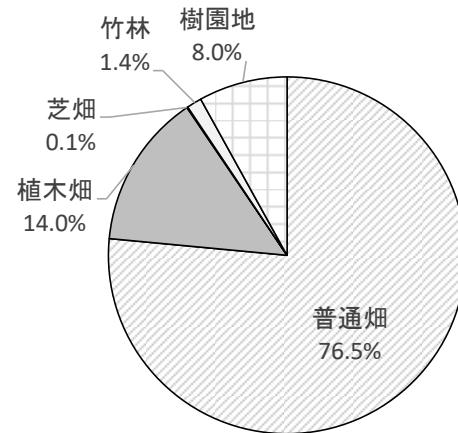
出典：2017年度（平成29年度）農家基本調査集計表

区内経営農地（区内自作地＋区内借入地）の用途別割合について見ると、普通畠が76.5%と最も多く、次いで植木畠が14.0%を占めています。

経営規模別の農家戸数では、10～30a未満が62.8%と半数以上を占めています。

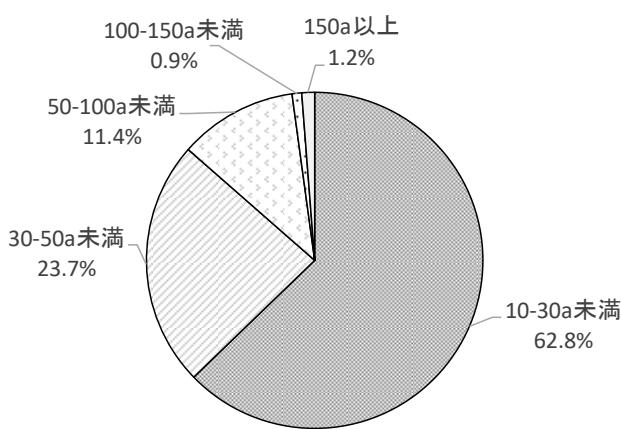
区民アンケート調査では、区内の農地を残していくことについて、「できるだけ多くの農地を残すべき（40.0%）」及び「ある程度の農地を残すべき（40.0%）」と回答した方が最も多く、一方、宅地化等の都市開発の意向の区民は、計4.6%でした。

用途別区内経営農地面積



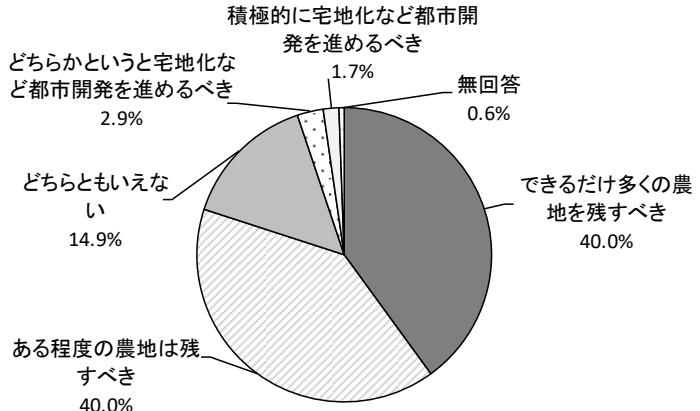
出典：2017年度（平成29年度）農家基本調査集計表

経営規模別農家戸数



出典：2017年度（平成29年度）農家基本調査集計表

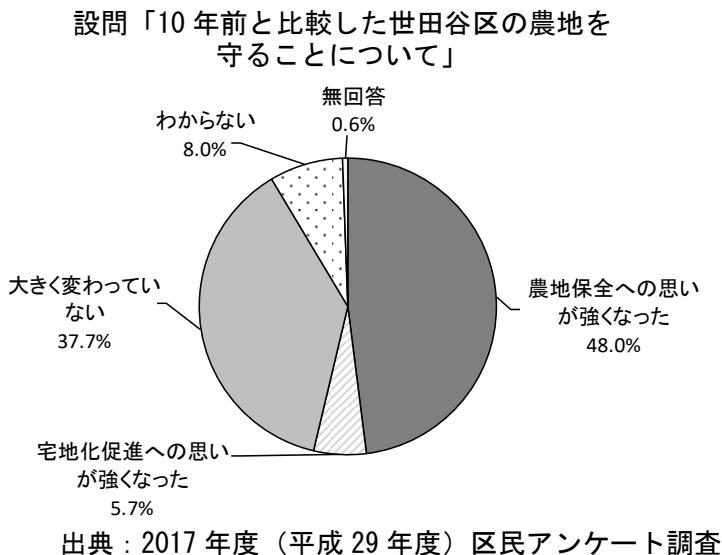
設問「区内の農地を残していくことについて」



※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100とはならない。

出典：2017年度（平成29年度）区民アンケート調査

また、10 年前と比較した世田谷区の農地を守ることについて、「農地保全への思いが強くなった（48.0%）」と回答した方が最も多く、次いで、「大きく変わっていない（37.7%）」、「わからない（8.0%）」、「宅地化促進への思いが強くなった（5.7%）」という結果となり、今後も区内の農地保全を積極的に推進していくとともに、農地保全に対する肯定的な意見を増やしていくために、更なる周知・啓発に取り組む必要があります。



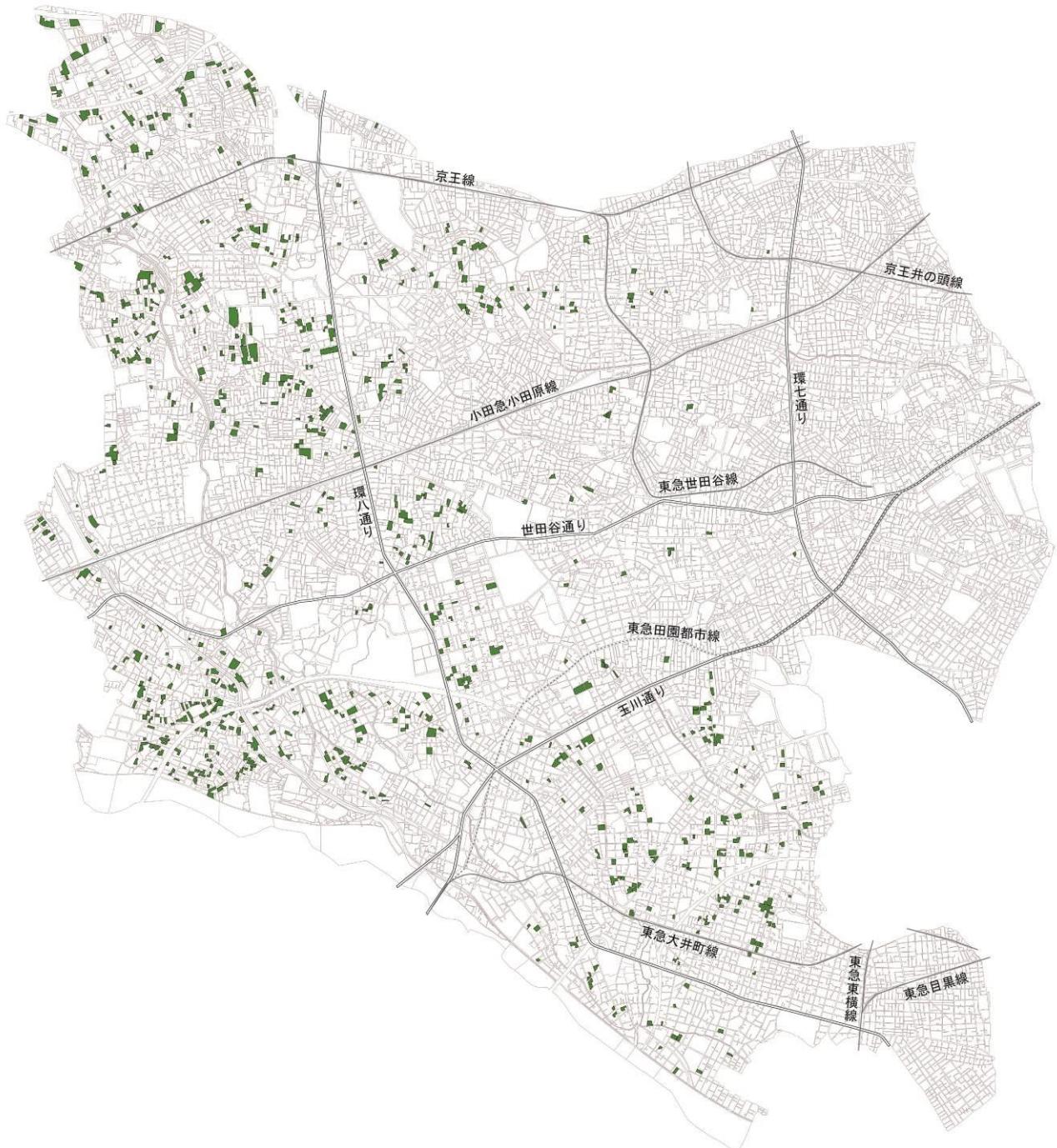
農業者アンケート調査（P. 18 設問「今後、充実してほしい事業について」参照）では、今後区の農業振興のための充実してほしい事業について、「税制に関する国・都への要望（47.3%）」が最も多く、次いで「生産緑地での営農に対する支援（41.0%）」という結果となり、生産緑地法の改正等に伴う農地を維持・確保するための対策や、買取り申出に対応する基金といった独自の農地保全制度等の検討が求められています。

また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律により、生産緑地の有効活用を図ることが可能になるため、世田谷区においても農地を維持するために、経営拡大や都市住民の生活の向上に資する方策を検討する必要があります。

②生産緑地地区の分布

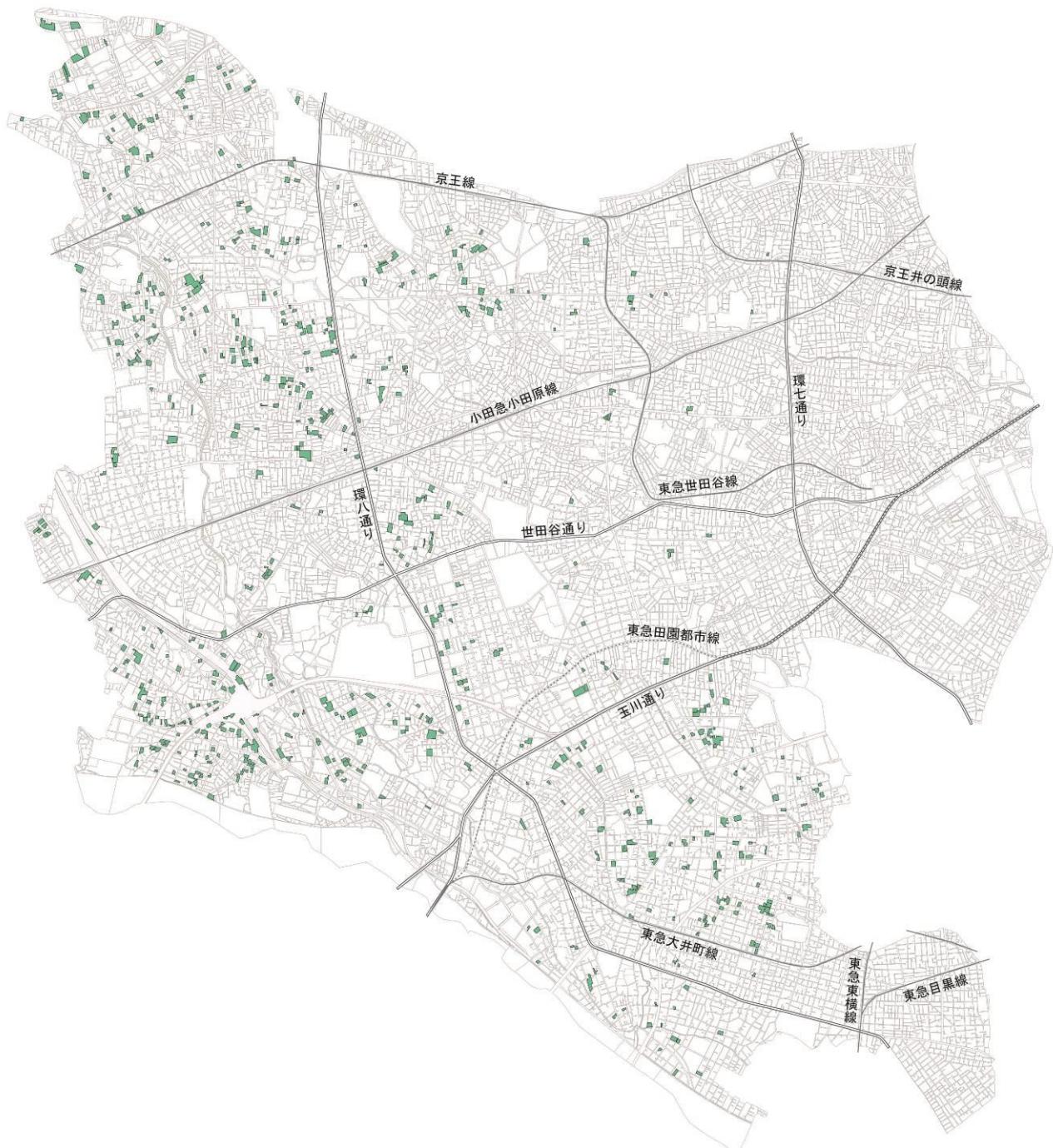
区内の生産緑地地区は、環状8号線の西側の鳥山地域から玉川地域にかけて多く分布しています。

2006年度（平成18年度）の生産緑地地区の分布状況
(生産緑地面積：114ha)



区内の生産緑地地区の面積は、2006 年度（平成 18 年度）の 114ha から 2016 年度（平成 28 年度）の 90ha へと減少しています。

2016 年度（平成 28 年度）の生産緑地地区の分布状況
(生産緑地面積 : 90ha)



第3章 世田谷区の農業振興の基本的方向

3-1. 世田谷区農業振興計画の理念

(1) 世田谷農業の可能性

世田谷区は立地特性から近隣住民はもちろん、飲食店や小売店など販売チャネルにも恵まれています。このため、消費ニーズの把握や飲食店等の事業者とのマッチングの機会創出、具体的な集荷配送の仕組み構築等による流通拡大が期待できます。

また、区民参加による農業の振興については、収穫体験、一連の農作業を学ぶ体験、年間を通じた農業講習会、区民農園や農業者による体験農園など、多彩なメニューをこれまでも実施しており、区民の多くが農業への関心を高めています。

これら収穫体験や体験農園などをビジネスとして展開できる可能性や、六次産業化※や農商工連携、さらには、企業や福祉施設と連携したメンタルヘルス対策や農福連携など新たな事業についても、世田谷の農地を拠点に展開できる可能性があります。

(2) 継続的な課題への対応

世田谷農業の可能性の一方、農業従事者の高齢化・減少は顕著であり農地の減少も進んでいます。比較的充実した後継者育成施策が活用されているとはいえ、後継者不足は深刻化しています。これまでの施策が一定の成果を上げ、農地の減少は緩やかになっていますが、農業従事者の減少や農地の減少により、生産量が低下していることから、消費ニーズに対して供給が不足する状況も生まれています。

これら継続的な課題については、これまでの施策の継続・拡充を進めるとともに、担い手の多様化や都市農地の貸借の円滑化制度、さらに2022年問題※への対応等、新たな制度構築による対応を検討・推進します。

※六次産業化：一次産業としての農業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組みです。この取組みを進めていくため平成22（2010）年11月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）が成立しました。

※2022年問題：1991年（平成3年）3月に生産緑地法が改正され、税制面で減免される代わりに生産緑地では30年間の営農義務が課せられました。現存する生産緑地の約8割の農地は初年度に指定を受けているため、2022年には生産緑地地区指定から30年を経過した農地の買取り申出が可能となり、宅地化される恐れがあります。また、一斉に売り出されると、不動産の供給過多が起これり、地価が下落するのではないかとも言われています。

(3) 実効性の高い計画

本計画は、今後10年間の世田谷農業の指針として、実効性の高い内容とすることを基本的な考え方据えます。①農業の担い手、②農産物の流通、③農業経営、④農のある暮らし、⑤農地保全の5つの論点について、従来からの課題に対しての着実な施策継続および拡充を図るとともに、特に、新たな農業の展開に向け、世田谷区の立地特性を活かした農地利用や農業経営の多様化を推進します。

農家の後継者の確保育成に加えて、区民による営農参加、担い手への農地集約などの新たな展開を研究・推進するとともに、農業経営の多様化については、消費者・消費地が身近にある世田谷農業の特性を最大限活かした地産地消の新たな流通構築や、サービス提供として農産物収入以外での経営の展開についても研究・推進を図ります。

上記をふまえ、世田谷区農業振興計画の理念のキャッチフレーズを以下のように定めます。

農と住が調和した魅力あふれる世田谷農業

～未来につなぐ「せたがやそだち」～

3-2. 施策体系

世田谷区農業振興計画の理念に基づき、5つの基本方針とそこに位置付ける具体的施策に取り組んでいきます。

基本方針
1

多様な農業者への支援

- (1) 世田谷農業をリードする農業者への重点的支援
- (2) 世田谷農業の担い手の確保育成
- (3) 世田谷農業のサポーター育成・活躍の場づくり
- (4) 多様な農業者のネットワーク構築の推進

基本方針
2

「せたがやそだち」の流通促進

- (1) 「せたがやそだち」の区内流通の拡大
- (2) 消費者視点に基づく農産物販売の推進
- (3) 区内産農産物のブランド管理の強化

**基本方針
3**

農業生産・経営の安定化

- (1) 農産物生産力の強化
- (2) 安全・安心な「食」の供給体制の強化
- (3) 新たな農業ビジネスの展開

**基本方針
4**

農のある暮らしの充実

- (1) ライフスタイルに応じた農業体験機会の拡充
- (2) 農業・農地の多面的機能の理解促進

**基本方針
5**

農地を守るまちづくりの推進

- (1) 農地の維持保全
- (2) 農業・農地保全による潤いのあるまちづくりへの貢献
- (3) 農業公園の整備

3-3. 基本方針

基本方針 1 多様な農業者への支援

世田谷の農家の多様な営農に対応できる支援を実施します。認定・認証農業者として区の農業のリーダー的立場となる農業者から、若手農業者、女性農業者、さらにはサポーターとして農業を支える区民を支援することにも取り組み、世田谷農業の振興を図ります。

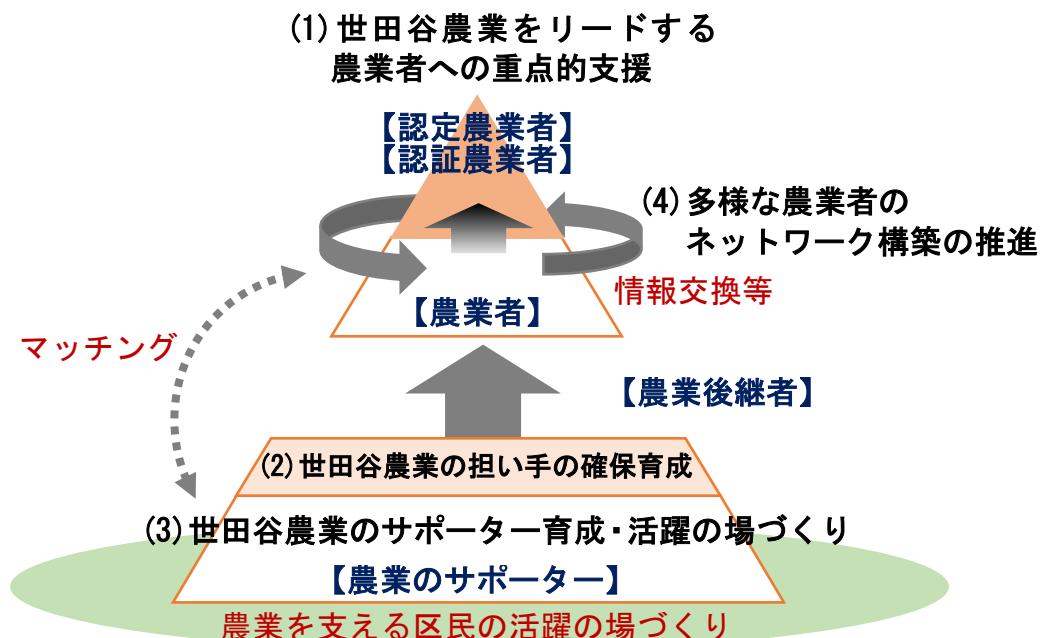
世田谷の農業をリードする農業者への重点的支援として、認定農業者や区独自の制度である認証農業者に対する補助制度に加え、経営サポートの充実を図ることを通じて、農業経営者として継続的に活躍いただくための支援を行います。後継者の確保育成については、せたがや農業塾を核とした施策を、より効果的な内容として充実させます。

また、区民参加・協働型の農業としては、区民による営農参加を促進する施策、特に農業サポーターが活躍できる場づくりに取り組みます。さらに、農業者同士、農業者と区民・農業サポーターとのネットワーク構築のための仕組みづくりにより、農業経営を持続できる環境づくりに取り組みます。

具体的施策

- (1) 世田谷農業をリードする農業者への重点的支援
- (2) 世田谷農業の担い手の確保育成
- (3) 世田谷農業のサポーター育成・活躍の場づくり
- (4) 多様な農業者のネットワーク構築の推進

【施策全体像】



【目標指標】

1) 農家戸数及び農業従事者数

2017年（平成29年）現在、世田谷区の農家戸数は325戸で、2007年（平成19年）の420戸から約23%の減少、2012年（平成24年）の373戸から約13%の減少となっています。今後、本計画に基づき、各種施策を講じることにより、その増減率を-10%程度に抑えることに努め、2027年の農家戸数として、「290戸」を目指します。

また、農業従事者数は、2017年（平成29年）現在724人で、同年の1世帯当たりの農業従事者数は約2.2人となっています。農業従事者数については、農家戸数の減少に対応するものと考え、「640人」を目指します。

農家戸数：290戸

農業従事者数：640人

2) 認定農業者および認証農業者数（経営体数）

世田谷区では、自ら農業経営に向けた目標を持ち、意欲的に取り組む農業者を、今後の区内の農業の牽引役となる認定農業者または認証農業者と位置づけます。認定農業者及び認証農業者については、今後の区内の農業の振興のため、各種施策により積極的に支援していきます。

2017年（平成29年）の認定農業者は46経営体・68人、認証農業者は33経営体・43人となっています。10年後の認定農業者は約3割の増加の「60戸」、認証農業者は2割増加の「40戸」を目指します。

認定農業者数（経営体数）：60戸

認証農業者数（経営体数）：40戸

3) 農業サポーター活動者の割合

農業サポーター数は2017年（平成29年）登録者90人、活動者42人、活動者の割合は約47%となっています。今後、本計画に基づき、新たなマッチングシステムの構築などの施策を講じることにより、その活動者の割合を「60%」まで高めることを目標とします。

農業サポーター活動者の割合：60%

4) 後継者数

2017年（平成29年）現在、世田谷区の農業後継者数は135人、農業従事者数に対する割合は約19%となっています。今後、本計画に基づき、貸借円滑化法の活用と都の新規就農希望者経営計画支援会議との連携など、各種施策を講じていますが、農業従事者数の減少に対応し、10年後の農業後継者数は「128人」を目指します。

農業後継者数：128人

基本方針 2 「せたがやそだち」の流通促進

区内産農産物「せたがやそだち」の流通拡大を図るための取組みを進めます。世田谷農業の立地特性を活かした周辺住民・事業者との関係づくりによる流通促進、「せたがやそだち」のブランド価値を高める取組みを行います。

区内流通については、学校給食への供給を進めるとともに、「せたがやそだち」を区民に広く知ってもらい、消費してもらうため、マルシェや即売会などにより販売を促進します。

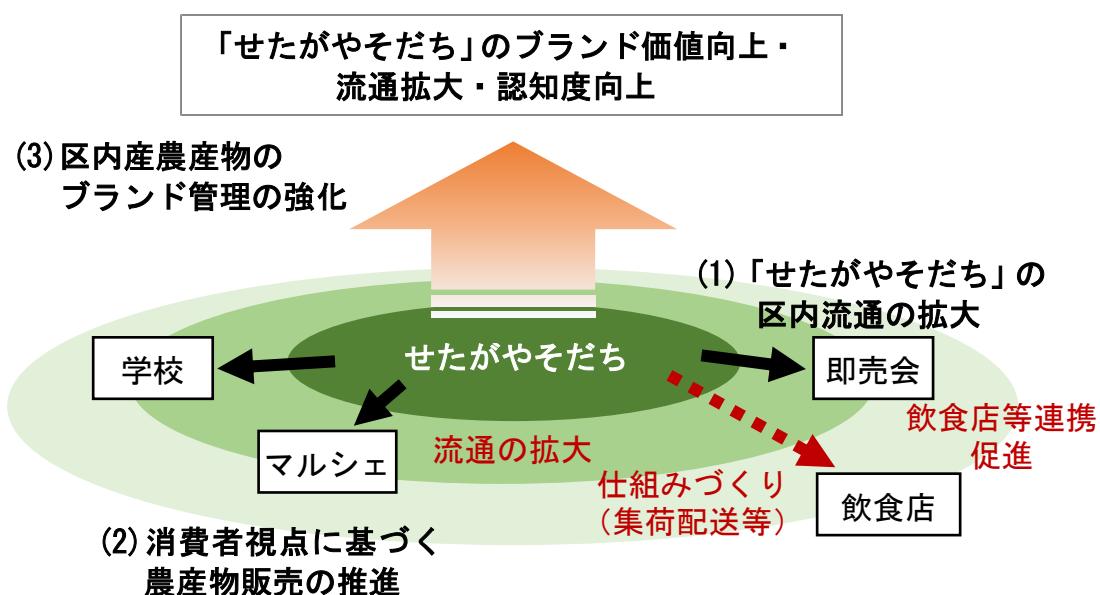
また、飲食店等との連携を強めるため、マッチングのきっかけづくりや、農産物の集荷配達の仕組みづくりにも取り組みます。

さらに、「せたがやそだち」のブランド価値を高める取組みとして、消費者・事業者のニーズ把握をもとにしたプロモーションの充実や、「せたがやそだち」の信頼を高めるため品質基準の検討も進めます。

具体的施策

- (1) 「せたがやそだち」の区内流通の拡大
- (2) 消費者視点に基づく農産物販売の推進
- (3) 区内産農産物のブランド管理の強化

【施策全体像】



【目標指標】

1) 学校給食供給校数

2017年度（平成29年度）に、区立小中学校全校で年1回の「せたがやそだち給食」を初めて実施しました。今後、集荷配達システムの構築などの施策を講じることにより、各学校において日常的なメニューへの活用を図ることを目指します。

学校給食供給校数：区立小中学校全校

2) 「せたがやそだち」取扱店舗数

今後、本計画に基づき、飲食店等とのマッチング支援などの施策を講じることにより、「せたがやそだち」を利用する飲食店や菓子・惣菜等販売事業者などを増やすことと、店舗・事業者の登録制度の構築に取り組みます。10年後の登録数の目標を「30店舗・事業者」とします。

「せたがやそだち」利用登録店舗・事業者数：

30店舗・事業者

3) 「せたがやそだち」の区民認知度

2017年（平成29年）現在、「せたがやそだち」のマーク認知度は43.9%となっています。「せたがやそだち」の区内消費を増やすため、今後、本計画に基づき、学校給食での活用や即売会の開催などの施策を講じていきます。認知度の向上を目指し、現在の43.9%から10年後には「60%」まで高めることを目指します。

「せたがやそだち」区民認知度：60%

基本方針 3 農業生産・経営の安定化

農業者の農業経営を安定化するための施策を推進します。農業生産の拡大・安定化や品質の向上に加え、農業生産物による収入だけではない、サービス提供による農業経営のあり方についても検討・推進します。

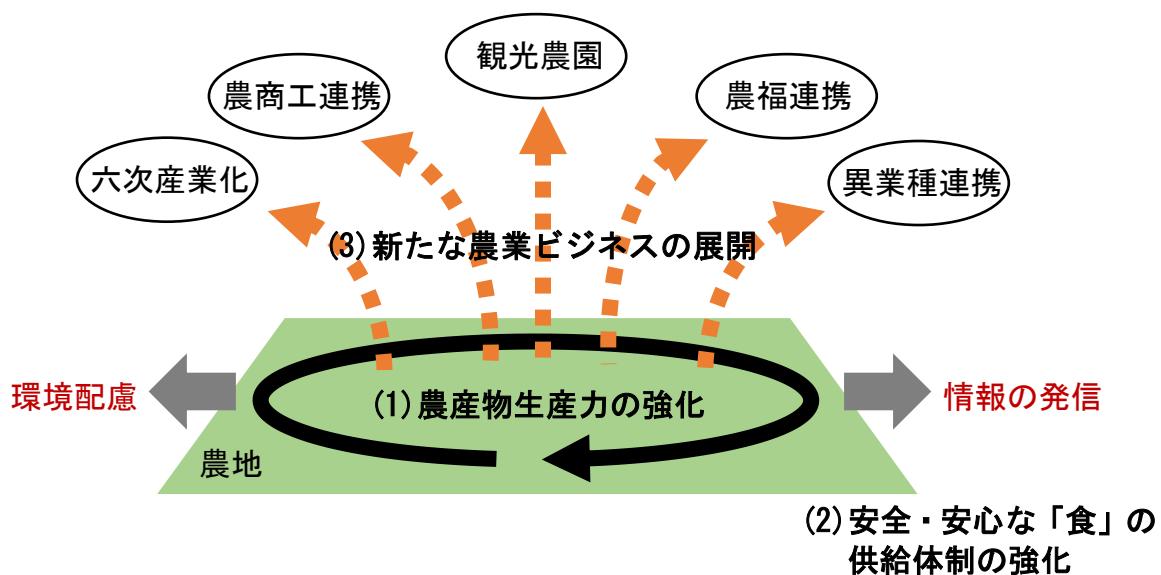
流通拡大とあわせて、生産力を高めるための栽培促進支援や施設栽培等の高収益型への転換を支援します。高品質の農産物生産を進めるきっかけとして品評会についても継続充実を図ります。消費者に安全・安心な「食」を供給するため、農業者による安全・安心な農産物栽培への支援を行うとともに、その情報周知を行います。さらに、新たな農業ビジネスの展開として、六次産業化・農商工連携への支援、観光農園や福祉分野との連携、新たな商品や生産技術、資材開発など、農業と異業種の連携による新たなビジネスを生み出すきっかけづくりを支援します。

また、農業者の営農意欲の低下をもたらしかねない、近年増加傾向にあるハクビシンやアライグマなどの野生獣による農作物への被害を防ぐため、有害鳥獣捕獲などの対策を進めます。

具体的施策

- (1) 農産物生産力の強化
- (2) 安全・安心な「食」の供給体制の強化
- (3) 新たな農業ビジネスの展開

【施策全体像】



【目標指標】

1) 施設栽培への転換件数

農業生産力を強化することを目的に、限られた農地面積での生産量拡大をねらい、露地栽培から施設栽培への転換を推進します。2017年度（平成29年度）、施設栽培促進補助制度を活用して施設整備を図った件数は10件となっています。この数字を維持し、今後10年間での施設整備の件数を累計で「100件」とすることを目標とします。

施設転換の件数：100件

※10年間の累計、施設の増設・更新を含むものとする

2) 新規ビジネス構築数

農業者による六次産業化や農商工連携、観光・福祉との連携などの新たなビジネスの創出を支援します。今後、本計画に基づき、各種施策を講じることにより、農業者による新規ビジネス構築の件数を「5件」とすることを目標とします。

農業者による新規ビジネス構築数：5件

基本方針 4 農のある暮らしの充実

区民の暮らしを豊かにすることにも取り組みます。農業・農地が身近にある環境だからこそ、区民の暮らしを充実させる施策により、世田谷区の住環境、ブランド価値の向上につなげます。

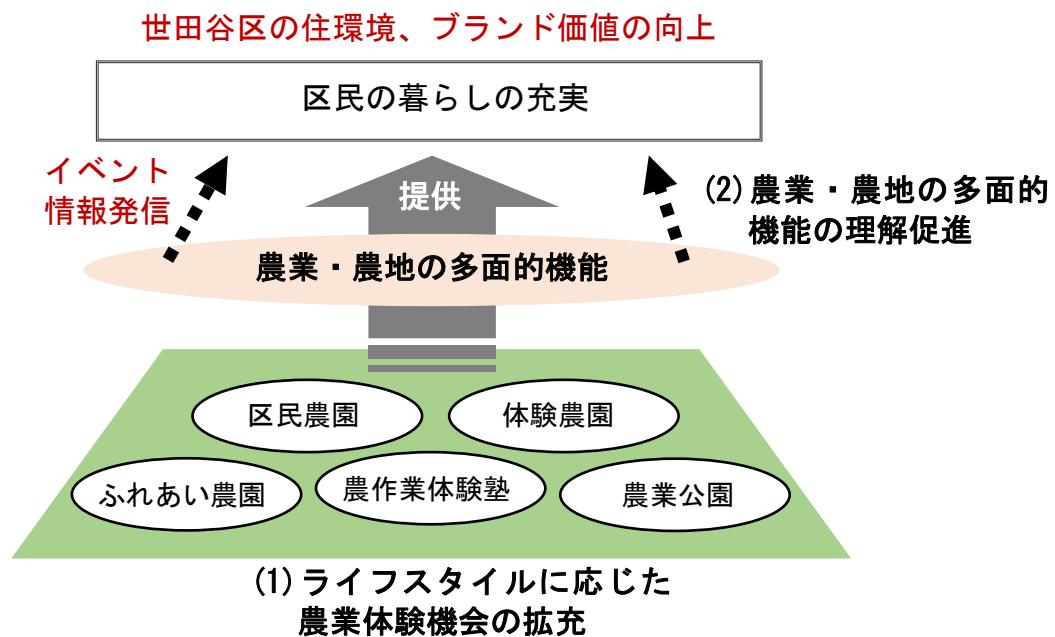
区民のニーズ、ライフスタイルに応じた、多様な農業体験の場として、収穫体験、一連の農作業体験、区民農園など自らが農産物を育てる機会、農業者の指導のもとで農業を学ぶ機会の創出などについて、今後さらなる充実を図ります。特に、農業公園については世田谷区農地保全方針に基づき整備を進めます。

また、「景観形成」、「交流創出」、「食育・教育」、「地産地消」、「環境保全」、「防災」といった農業・農地が有する多面的機能について、イベントの開催や情報媒体との連携を通じて効果的に発信し、区民理解を深めることで、農業の振興と農地保全を後押しする機運を高めます。

具体的施策

- (1) ライフスタイルに応じた農業体験機会の拡充
- (2) 農業・農地の多面的機能の理解促進

【施策全体像】



【目標指標】

1) 農業体験参加区民数

区民に都市農地の必要性への理解を進めることをねらい、区民が農業を体験する事業を拡大・推進していきます。2017年度（平成29年度）には、約36,000人が体験に参加していますが、今後、本計画に基づき、農業体験機会の拡充策を講じることにより、参加区民数を約1割増加の「40,000人」とすることを目指します。

体験参加区民数：40,000人

2) 農業体験事業数（園数）

区民に都市農地の必要性への理解を進めることをねらい、区民が農業を体験する事業を拡大・推進していきます。2017年度（平成29年度）現在、約110の体験事業を実施していますが、今後、本計画に基づき、各種施策を講じることにより、10年後の体験事業数（園数）を約1割増加の「120件」とすることを目指します。

体験事業数（園数）：120件

3) イベント参加者数

区民に都市農地の必要性への理解を進めることをねらい、区民が参加できるイベントを拡大・推進していきます。2017年度（平成29年度）現在、農業に関連するイベントでの参加者数は延べ8,000人となっています。今後、本計画に基づき、各種施策を講じることにより、イベント参加者数を「10,000人」とすることを目指します。

イベント参加者数：10,000人

4) 区民の理解度

2018年度（平成30年度）区民意識調査において、「農業が営まれていること」の区民認知度は86.7%、また、「農地を残した方が良い」と考える方が78.2%となっています。今後、本計画に基づき、各種施策を講じることにより、世田谷農業の認知度、農地を残すことへの賛同とともに、「90%」を目指します。

「農業が営まれていること」の区民認知度：90%

「農地を残した方が良い」と考える割合：90%

5) 農業公園のイベント参加者数（再掲）

世田谷区が農地を取得して整備した農業公園は、多くの区民が農業体験を通して農業への理解を育む貴重な場として引き続き事業の充実を図り、イベント等の参加者を増やします。2017年度（平成29年度）現在、瀬田農業公園と喜多見農業公園のイベント等参加者数は約760人ですが、10年後までに「1,100人」とすることを目指します。

農業公園のイベント参加者数（再掲）：1,100人

基本方針 5 農地を守るまちづくりの推進

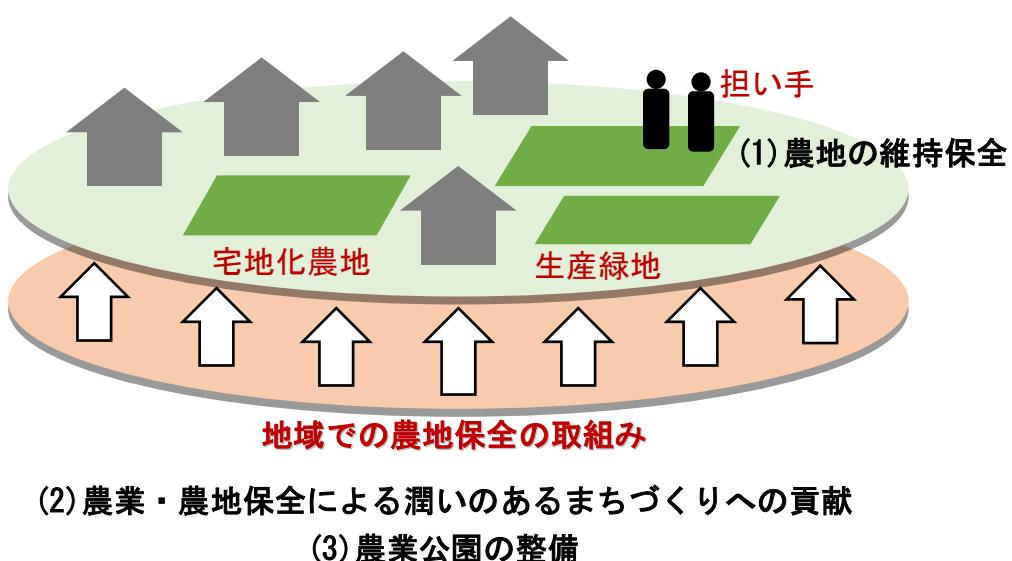
農地保全の制度活用と新たな制度検討を進めるとともに、防災等まちづくりへの貢献にも取り組みます。

農地の維持保全については、生産緑地の保全を中心とした制度運用・指導を進めるとともに、生産緑地制度の改正に伴い、生産緑地の追加指定や、特定生産緑地指定の推進を図ります。また、都市農地の貸借円滑化の制度創設を受け、担い手への農地集約による生産規模の拡大、農家出身ではない新たな担い手の参入、それらを調整するための中間管理の仕組み作りについても検討を進めます。さらに、農地を保全するための世田谷区独自の制度構築についても検討を行います。これらの農地保全策を講じた上でも保全できない農地について、一定条件を満たす場合、世田谷区農地保全方針に基づき、農業公園として整備を進めます。

また、災害時の備えとしての農地の活用の取組みを推進します。

具体的施策
(1) 農地の維持保全
(2) 農業・農地保全による潤いのあるまちづくりへの貢献
(3) 農業公園の整備

【施策全体像】



【目標指標】

1) 農地面積

世田谷区の経営耕地面積は、2017年（平成29年）現在88.7ha、このうち生産緑地が87.6ha、宅地化農地が1.1haとなっています。今後、農業経営者の世代交代等の影響による減少、2022年には生産緑地地区指定から30年を経過した農地の買取り申出が可能となることの影響も考えられ、農地はさらに減少することが危惧されます。2007年（平成19年）から10年間の経営耕地の減少率は29.7%と、このままの減少率で推移すると、10年後には、経営耕地面積は62haまで減少する恐れがあります。

今後、本計画に基づき、各種施策を講じることにより減少率を15%に抑え、10年後の経営耕地面積を「75ha」確保することを目標とします。

経営耕地面積：75ha

2) 生産緑地面積

過去の経営耕地面積の減少率を踏まえ、今後、本計画に基づき、各種施策を講じることにより、生産緑地面積を「74ha」確保することを目標とします。

生産緑地面積：74ha

3) 緑域環境維持農地制度※活用数

これまでの施策を継続し、生産緑地地区の指定を受けていない農地を良好に維持管理し、緑の空間の消失を防ぐとともに、災害時のオープンスペースとしての活用を推進します。2017年度（平成29年度）の緑域環境維持農地制度活用数は3件となっていることから、今後、本計画に基づき、各種施策を講じることにより、緑域環境維持農地制度活用数を10年間維持し、「3件」とすることを目標とします。

緑域環境維持農地制度活用数：3件

※緑域環境維持農地制度：生産緑地地区以外の農地を緑域環境維持農地に指定し、保有農家と5年間の維持等について協定を締結し、農地の維持に必要な費用の一部を補助する制度です。

3-4. 経営モデル

世田谷区では、世田谷区農業振興計画の理念の実現に向けて、まず目標年度を2028年度とし、この10年間で達成すべき目標を設定します。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営モデル

効率的かつ安定的な農業経営のモデルとして、世田谷区で展開している優良事業の状況を踏まえ、主要な営農類型を設定します。

1) 野菜を主にした農業経営

①野菜の生産を主にした農業経営

所得目標(万円)	経営耕地面積及び作付面積(a)	労 働 力 (人)	主な品目	主な施設・機械等
800	80 (施設20) 180	2 + パー ト：1	ばれいしょ、こまつな、だいこん、えだまめ、ブロッコリー、キャベツ、ねぎ、さといも、トマト、なす、きゅうり、サツマイモ、ほうれんそう	パイプハウス、トラクター、動力噴霧機、予冷庫
500	60 (施設15) 90	2	ばれいしょ、こまつな、だいこん、えだまめ、ブロッコリー、キャベツ、ねぎ、さといも、トマト、なす、きゅうり、サツマイモ、ほうれんそう	パイプハウス、トラクター、動力噴霧機、予冷庫
300	40 (施設10) 60	2	ばれいしょ、こまつな、だいこん、えだまめ、ブロッコリー、キャベツ、ねぎ、さといも、トマト、なす、きゅうり、サツマイモ、ほうれんそう	パイプハウス、管理作業機、動力噴霧機

②野菜の生産を主にして体験農園を経営

※体験農園は、農家自らが開設し管理を行うもの。利用者から利用料を徴収し、年間を通じて園主が指導し、区民に一連の農作業を体験させる。

所得目標(万円)	経営耕地面積及び作付面積(a)	労 働 力 (人)	主な品目	主な施設・機械等
300	40 (施設20) 55	2	軟弱野菜、果菜類、体験農園	パイプハウス、管理作業機、動力噴霧機

③野菜の生産を主にしてふれあい農園を経営

※ふれあい農園は、区民を対象として、野菜や果樹の収穫や花の寄せ植えづくり体験を実施し、収穫物等を買い取ってもらうもの。

所得目標(万円)	経営耕地面積及び作付面積(a)	労 働 力 (人)	主な品目	主な施設・機械等
500	60 (施設20) 90	2	軟弱野菜、果菜類、ふれあい農園	パイプハウス、管理作業機、動力噴霧機
300	35 (施設15) 55	2	軟弱野菜、果菜類、ふれあい農園	パイプハウス、管理作業機、動力噴霧機

2) 果樹を主にした農業経営

④果樹の生産を主にした農業経営

所得目標(万円)	経営耕地面積及び作付面積 (a)	労 働 力 (人)	主な品目	主な施設・機械等
300	30 30	1	ぶどう等の果樹	トラクター、動力噴霧機、バックホウ

⑤果樹の生産を主にしてふれあい農園を経営

所得目標(万円)	経営耕地面積及び作付面積 (a)	労 働 力 (人)	主な品目	主な施設・機械等
500	50 50	1	ぶどう等の果樹	トラクター、動力噴霧機、バックホウ

3) 花きを主にした農業経営

⑥花壇苗・切り花の生産を主にした農業経営

所得目標(万円)	経営耕地面積及び作付面積 (a)	労 働 力 (人)	主な品目	主な施設・機械等
800	30 (施設10) 45	1	花壇苗(マリーゴールド、ニチニチソウ、アリサム、ビオラ、ハボタン)、鉢物、切り花(ガーベラ、フリージア、ユリ、アルストロメリア)、直売野菜	パイプハウス、暖房機、播種機、碎土機、土入れ機、用土調整施設
500	30 (施設10) 45	1	花壇苗(マリーゴールド、ニチニチソウ、アリサム、ビオラ、ハボタン)、鉢物、切り花(ガーベラ、フリージア、ユリ、アルストロメリア)、直売野菜	パイプハウス、暖房機、播種機、碎土機、土入れ機、用土調整施設
300	30 (施設5) 45	1	花壇苗(マリーゴールド、ニチニチソウ、アリサム、ビオラ、ハボタン)、鉢物、切り花(ガーベラ、フリージア、ユリ、アルストロメリア)、直売野菜	パイプハウス、暖房機、播種機、碎土機、土入れ機、用土調整施設

4) 世田谷区独自の指標（世田谷区独自で認証する世田谷区認証農業者が目指す経営モデル）

⑦野菜の生産を主にした農業経営

所得目標(万円)	経営耕地面積及び作付面積 (a)	労 働 力 (人)	主な品目	主な施設・機械等
200	30 (施設10) 40	1	ばれいしょ、こまつな、だいこん、えだまめ、ブロッコリー、キャベツ、ねぎ、さといも、トマト、なす、きゅうり、サツマイモ、ほうれんそう	パイプハウス、管理作業機、動力噴霧機

⑧野菜の生産を主にしてふれあい農園を経営

所得目標(万円)	経営耕地面積及び作付面積 (a)	労 働 力 (人)	主な品目	主な施設・機械等
200	20 (施設10) 40	1	ばれいしょ、こまつな、だいこん、えだまめ、ブロッコリー、キャベツ、ねぎ、さといも、トマト、なす、きゅうり、サツマイモ、ほうれんそう	パイプハウス、管理作業機、動力噴霧機

(2) 農業経営に関する目標

1) 労働時間および農業所得の目標

概ね 10 年後の目標とすべき所得水準、労働時間等は、世田谷農業の特色と課題を踏まえ、農業従事者の新規参入を促進するとともに、そのインセンティブともなる効率的かつ安定的な経営基盤の構築をめざすため、次のとおり設定します。

i. 労働時間

農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた雇用や援農などの活用により、主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間を概ね 1,800 時間に設定します。

※1,800 時間（7.5 時間×240 日）は厚生労働省の「労働時間短縮推進計画」を基準とした。

ii. 農業所得

世田谷区の農業経営は、専業・兼業さまざまな形態があります。そして農業者は、経営耕地面積等の規模に応じて区民のニーズに応えるべく安全で安心できる新鮮な農産物を提供してきました。

今後、本区で安定した農業経営を実現していくためには、その目標となる農業所得を設定し、農業者自らがこの目標に向かってステップアップできる支援が求められます。

農業所得の目標は、他産業並みの所得水準である 500 万円を基本としますが、農業者の専業・兼業等の経営形態及び経営耕地面積等の経営規模に応じて、800 万円、300 万円もそれぞれ設定します。本区ではこれらの農業所得を目標として、意欲的に取り組む農業者を認定農業者とします。

また、区内には経営規模が小さいものの、区民へ農産物を供給するとともに、伝統野菜の生産等にも意欲的に取り組む農業者も多く存在し、今後の農業の振興、農地の保全においてはこれら農業者も重要な役割を担っています。このため、本区では区独自の農業所得目標 200 万円を設定し、経営規模が小さくても、この目標に向かって意欲的に取り組む農業者を認証農業者として位置付けて支援していきます。

2) 農業経営の改善

効率的かつ安定的な農業経営基盤の構築を推進するための方策として、次に掲げる方策を推進します。

1 多様な農業者への支援

- (1) 世田谷農業をリードする農業者への重点的支援
- (2) 世田谷農業の担い手の確保育成
- (3) 世田谷農業のサポーター育成・活躍の場づくり
- (4) 多様な農業者のネットワーク構築の推進

2 「せたがやそだち」の流通促進

- (1) 「せたがやそだち」の区内流通の拡大
- (2) 消費者視点に基づく農産物販売の推進
- (3) 区内産農産物のブランド管理の強化

3 農業生産・経営の安定化

- (1) 農産物生産力の強化
- (2) 安全・安心な「食」の供給体制の強化
- (3) 新たな農業ビジネスの展開

4 農のある暮らしの充実

- (1) ライフスタイルに応じた農業体験機会の拡充
- (2) 農業・農地の多面的機能の理解促進

5 農地を守るまちづくりの推進

- (1) 農地の維持保全
- (2) 農業・農地保全による潤いのあるまちづくりへの貢献
- (3) 農業公園の整備

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等に関する目標等

①新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

i. 新規就農の現状

世田谷区における新規就農者は、過去10年間では毎年1人程度で推移しています。これまでの農家数の減少や農業者の高齢化等を考えると、世襲にとどまらない農業後継者の育成と農業技術の継承策を積極的に展開し、世田谷農業の担い手を計画的かつ安定的に確保することが急務です。

ii. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

国が掲げた新規就農者の確保・定着目標が年間1万人から2万人に倍増したことと踏まえ、世田谷区における新たに農業経営を営もうとする青年などの確保に関する目標を当面年間平均2人とします。

iii. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

新規就農者への支援体制については、農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び一般社団法人東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。

また、技術指導及び経営指導については、東京都中央農業改良普及センター、東京中央農業協同組合、世田谷目黒農業協同組合、世田谷区農業委員会と協働して展開し、認定農業者への誘導を行います。

②新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

i. 労働時間及び農業所得の目標

世田谷区及びその周辺区市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得である300万円程度を確保することを目標とします。

ii. 目標とすべき経営モデルの類型・指標

年間労働時間及び年間所得目標の達成を可能にする経営モデルの類型・指標については、世田谷区及び周辺区市で展開されている優良事業を踏まえ、上述する経営モデルの類型・指標のうち、目標とすべき所得金額が300万円である類型とします。

(4) (2) 及び (3) に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

①農業を担う者の確保及び育成の考え方

区内農業の維持・発展に必要となる、効率的・安定的な農業を目指す経営者の育成に向けて、生産方式の高度化や経営管理の合理化等に取り組む人材の確保・育成に努めます。

また、認定・認証農業者制度の周知及び各種支援制度の活用とともに、農業経営・就農支援センター、中央農業改良普及センター、東京中央農業協同組合、世田谷目黒農業協同組合などと連携した相談対応など、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を支援するための取組みを進めます。

加えて、世田谷区の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、農業の魅力等を発信するとともに、雇用等により農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域で活躍できるよう必要な情報の提供を行います。

②区が主体的に行う取組

区は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、中央農業普及改良センターや東京中央農業協同組合、世田谷目黒農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、国や東京都による支援策の紹介等によるサポートを行います。

③関係機関との連携・役割分担の考え方

区は、東京都、農業委員会、東京中央農業協同組合、世田谷目黒農業協同組合等の関係機関と連携し、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施などにより、就農後の定着に向けたサポート等を行います。また、東京都や区の実施する補助事業等の周知など継続した支援を行います。

④就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

区は、農業を担う者の確保のため、東京中央農業協同組合、世田谷目黒農業協同組合等関係機関と連携して、経営の委譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、区の区域内において後継者がいない場合は、東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供を行います。また、新たに農業経営を始めようとする者が円滑に事業を開始できるよう、各農業協同組合、世田谷区農業委員会等の関係機関と連携して、必要としている情報等を収集・整理して東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供を行うなど、必要なサポートを行います。

(5) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

① 農地の利用集積に関する目標

世田谷区の農地は、今後も減少を避けられないと予測されます。施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

また、認定農業者への農地の利用集積率を、将来の経営耕地面積 75 h a の約 24% (0.3ha (一戸当たりの平均経営耕地面積) × 60 戸 (目標認定農業者数) / 75ha) としていきます。

② その他農地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

区は、関係機関や関係団体等と緊密に連携し、担い手の状況や地域の特性等を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営の実現をめざし、都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借の促進等が図られるよう取り組んでいきます。また、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めることができるよう、継続した支援を行います。

(6) 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

① 農業経営基盤強化促進事業

農業経営基盤強化促進事業は、農業経営基盤強化促進法第4条第4項に掲げる事項で、農業の健全な発展に寄与することを目的として農用地の利用権設定等を促進するものです。

② 世田谷区の対応

この事業については、同法第17条第2項の規定により、市街化区域においては行わないものとされているため、世田谷区では実施しません。

第4章 基本方針に基づく具体的施策の展開

基本方針 1 多様な農業者への支援

1 – (1) 世田谷農業をリードする農業者への重点的支援

世田谷農業を中心として牽引する農業者への重点的支援を行います。認定農業者及び認証農業者への補助制度および農業経営のサポートにより経営改善計画の達成のための伴走支援を実施します。また、制度活用促進に向けて情報提供の充実や、農業経営者としての資質向上、農業者同士の交流促進に向けた取組みを推進します。

【事業内容及び工程】

施策	内容	事業工程		
		前期	中期	後期
①認定農業者及び認証農業者への支援	<ul style="list-style-type: none">・世田谷農業を中心として牽引する農業者への重点的支援として、認定農業者及び認証農業者への補助制度を継続・補助制度に加えて、専門家による農業経営のサポートにより経営改善計画の達成を伴走支援			
②都市農家育成制度	<ul style="list-style-type: none">・世田谷農業を担う農業者への補助制度を継続・制度活用促進に向けて情報提供の充実			
③農業経営者研修	<ul style="list-style-type: none">・農業経営者としての資質向上、農業者同士の交流促進に向けて、先進的な農業生産、農業ビジネスを開拓する研修を実施			

※事業工程については、前期：2019年度～2022年度、中期：2023年度～2025年度、後期：2026年度～2028年度とし、それぞれの時期での施策実施を示します。

1 - (2) 世田谷農業の担い手の確保育成

既存事業の継続拡充を図ります。栽培技術、農業経営を、区内の指導農業者のもとで学ぶ「せたがや農業塾」において、農業後継者の各経営形態に応じたきめ細やかなカリキュラム構築等の拡充、研修会、現場見学会等の充実、若手農業者同士の連携促進の取組みを支援します。

【事業内容及び工程】

施策	内容	事業工程		
		前期	中期	後期
①せたがや農業塾	<ul style="list-style-type: none">・農業後継者が栽培技術、農業経営を、区内の指導農業者のもとで学ぶ・農業後継者の各経営形態に応じたきめ細やかなカリキュラムを構築			
②農業後継者研修	<ul style="list-style-type: none">・農業後継者の視野を広げ、資質の向上を図るための研修会、現場見学会を実施			
③後継者団体育成	<ul style="list-style-type: none">・若手農業者の育成を目的に、世田谷区農業青壮年連絡協議会と連携し、栽培技術向上、農業経営近代化、農業者同士の連携促進の取組みを実施			

せたがや農業塾

区内の農業後継者が地域で育まれた農業技術を実践で習得するとともに、農業経営者と後継者、後継者同士の交流を深め、協力関係を築いていくことを目的に、区と区内 JA により平成3年9月より実施している事業です。

一期3年間の講習期間中に、先輩農家を講師に迎え、10種類程度の野菜や花き類について、土



壤づくりから播種、収穫までを実践で学んでいきます。このほか、土壤診断・病害虫防除・農薬の使用方法等の講習会の実施、区外の先進的農業団体・優良農家の視察なども行い、農業の基礎的技術及び農業経営の基礎的知識を習得することにより、総合的な農業技術の習得を目指します。

1 - (3) 世田谷農業のサポーター育成・活躍の場づくり

区民による世田谷農業のサポート体制の構築を推進します。農作業体験塾や次大夫堀自然体験農園などでの講習会による農業サポーターの育成・登録後、希望する農業者に対して、登録された農業サポーター紹介、サポーターによる農作業支援につなげるための仕組みを再構築します。特に、地域の実情や農業者や農業サポーターのニーズにあわせたマッチングなど、農業者とサポーターの関係構築のきっかけづくり、コーディネートを進めます。

【事業内容及び工程】

施策	内容	事業工程		
		前期	中期	後期
①農作業体験塾	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業を通じて区民と生産者が交流を図り、世田谷農業を理解してもらう取組み ・種まき・定植から、収穫・出荷までの一連の作業を園主が指導し、農業サポーターとなる区民を育成 ・指導農家の確保 			
②農業サポーター登録制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業体験塾や次大夫堀自然体験農園などでの講習会等での経験を経た区民が、農業サポーターとして登録 ・登録につながる、農業講習会等の機会の拡大 			
③農業サポーターのマッチング支援 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する農業者に対して、登録された農業サポーター紹介、サポーターによる農作業支援につなげるための仕組みを再構築 ・地域の実情等に応じたマッチングの仕組み、コミュニティとして農業者とサポーターの関係構築を図るきっかけづくりなどを実施 	仕組みの検討・試行	本格推進	

1-(4) 多様な農業者のネットワーク構築の推進

区内の多様な農業者間のネットワーク構築を図ります。認定・認証農業者等指導的立場の農業者、若手農業者、女性農業者、様々な生産品目がある中で、それぞれの活動を共有できる仕組みづくりに取り組みます。特に女性農業者の連携については、情報交換の場づくりにより流通販売、加工、情報発信などの展開を支援します。

【事業内容及び工程】

施策	内容	事業工程		
		前期	中期	後期
①農業団体育成支援	・各種農業団体の活動助成を実施 ・助成にあわせて、活動内容の充実・改善の検討支援を実施	既存制度の拡充		
②女性農業者のネットワーク構築支援 【新規】	・女性農業者の情報交換の場づくりを実施 ・女性農業者同士の連携による流通販売、加工、情報発信などの取組みを支援	仕組の検討・試行	本格推進	
③農家への情報発信	・「せたがや営農だより」の充実による、区内農業情報の発信 ・SNS等を活用した農業者への情報提供の充実として、農業者の経営改善に資する情報収集・発信を促進			既存制度の拡充

女性農業者

区内の農業従事者 724 人の中でも女性農業者は 309 人を占めていますが、女性が経営者あるいは共同経営者となっている例は、まだ多くありません。

これから世田谷農業の維持・発展には女性の活躍が不可欠です。このため、女性が働きやすい環境づくりを推進するとともに、女性が経営者あるいは共同経営者として活躍できるよう、家族内での役割分担を明確にする家族経営協定の締結、女性農業者のネットワークづくりや能力開発を積極的に支援する必要があります。



平成 30 年(2018 年)11 月「都市農業トーカーライブ」において発言する区内女性農業者

2-(1) 「せたがやそだち」の区内流通の拡大

学校給食での活用や即売会の開催など、既存事業の拡充により「せたがやそだち」の認知度を高め、「せたがやそだち」の区内流通を促進します。特に、小売店舗等との連携など、関係づくりを重視した取組みを推進します。

また、昨今各地で開催・定着するマルシェでの販売の支援を通じて、消費者への農業理解の促進と、生産者と消費者の交流促進を図ります。

【事業内容及び工程】

施策	内容	事業工程		
		前期	中期	後期
①学校給食での区内産農産物活用	・地産地消、食育の充実を目指し、小中学校への区内産農産物の情報提供などを通じて、学校給食での活用を促進	検討 ・試行	検証 ・推進	
②区内農産物即売促進	・特に農地の少ない東部地域での即売会の実施を通じ、世田谷農業の区民への周知を推進 ・即売会での花きの取り扱いを実施			既存制度の拡充
③マルシェ等出店支援 【新規】	・消費者への農業理解の推進、農産物販売の機会促進として、区内でのマルシェへの農業者の出店への支援、マルシェ情報の農業者への提供を実施	検討 ・試行	検証	本格推進

せたがやそだち給食

「せたがやそだち給食」に
あわせて行われた、生産農家による野菜を使った授業

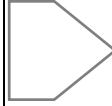
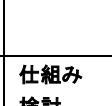
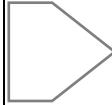
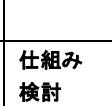
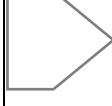


2-(2) 消費者視点に基づく農産物販売の推進

近隣に多くの消費者を抱える世田谷農業の有利な立地を背景として、共同直売所、庭先販売、小売店・飲食店との取引、市場出荷など多様な販路について、「せたがやそだち」の価値を認識する方への、消費者視点に基づく農産物販売（デマンドチェーンの構築）の支援を強化します。

料理人や飲食事業者等に「せたがやそだち」を知ってもらい、活用促進を図る仕掛けとして、バスツアーを開催するなどのマッチングの支援、「せたがやそだち」の利用店舗登録により店舗・事業者側へのメリットを提示すること、配送の手間が課題になる中での「せたがやそだち」の集荷配送の仕組みを農業者および各種団体、事業者と連携して構築することにも取り組みます。

【事業内容及び工程】

施策	内容	事業工程		
		前期	中期	後期
①飲食店等とのマッチング支援 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・料理人や飲食事業者等を対象としたバスツアー等の実施により、事業者に世田谷農業、「せたがやそだち」を周知 ・具体的な販売ルートの紹介、「せたがやそだち」の活用により、利用店舗登録を推進 	仕組み検討 	本格推進 	
②「せたがやそだち」利用店舗登録制度構築 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・「せたがやそだち」を利用する飲食店や菓子・惣菜等販売事業者などの登録を実施 ・登録店舗での「せたがやそだち」活用情報を発信、事業者のプロモーションメリットを提示 	仕組み検討 	本格推進 	
③農産物集荷配送コーディネートシステムの構築 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・「せたがやそだち」の集荷配送の仕組みを農業者および各種団体、事業者と連携して構築 ・事業者、農業者、関係団体のニーズ把握および役割調整の実施 	仕組み検討 	本格推進 	

2-(3) 区内産農産物のブランド管理の強化

「せたがやそだち」のブランド価値を高めるための事業を推進します。

消費者、販売店舗、活用事業者（加工、飲食店等）にマーケティングの推進、生産時期や量、地域に応じた「せたがやそだち」流通策を整理検討、マーケティング結果に応じたターゲットへの的確なプロモーション、区内における農業関連および他分野での各種イベント・媒体での発信により、周知理解を推進します。

また、「せたがやそだち」のブランド価値向上に向けた品質基準の設定検討を農業者、関係団体との合意形成のもとで推進します。

【事業内容及び工程】

施策	内容	事業工程		
		前期	中期	後期
①「せたがやそだち」の消費者・事業者マーケティング【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 「せたがやそだち」について、消費者、販売店舗、活用事業者（加工、飲食店等）からの評価を継続的に調査・検証 生産時期や量、地域に応じた活用策を整理検討 	調査 	活用策検討 	
②「せたがやそだち」のプロモーション	<ul style="list-style-type: none"> 各種資材の活用促進 マーケティング結果に応じて、ターゲットへの的確なプロモーションを実施 区内における農業関連および他分野での各種イベント・媒体での発信により、周知理解を推進 			既存制度の拡充
③「せたがやそだち」ブランドの品質基準の構築【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 「せたがやそだち」のブランド価値向上に向けた品質基準の設定検討 農業者、関係団体との合意形成のもと、鮮度、品目、規格、栽培履歴などの基準設定について検討、発信 	関係者意見整理 	品質基準検討 	発信

大蔵大根

江戸東京野菜の一つである大蔵大根は、江戸時代に豊多摩郡（現在の杉並区あたり）の農民が作り出した「源内つまり大根」が原種と言われ、円筒形で先端が丸くつまっているのが特徴です。それが世田谷の大蔵原に伝わり、改良を重ねて「大蔵大根」となりました。

区内産の大蔵大根は、優れた形状と品質で市場の好評を博し、昭和40年代まで世田谷の各地で栽培されていましたが、青首大根の普及により少しづつ姿を消していきました。しかし、「区内の農産物をPRするためにも、地元ゆかりの野菜である大蔵大根を作ろう」と平成9年に区内農家が栽培を再開し、今では「せたがやそだち」の野菜の一つとして人気を得ています。

大蔵大根は、11月中旬～12月にかけてJAの共同直売所や農家の庭先販売などで買ることができます。



3-（1） 農産物生産力の強化

流通販路のコーディネートにともない、課題となる生産量の確保についても取り組みます。現在の少量多品目の傾向の中で、マーケティング調査に基づいた新品目の栽培推奨や施設栽培への転換など、立地を活かした農業生産への対応をさらに推進します。

農産物の品質向上についても、農業者の意欲を高める機会、品質の高い農産物の発信の機会としての品評会の開催を継続・充実します。

【事業内容及び工程】

施策	内容	事業工程		
		前期	中期	後期
①新規作付け栽培促進支援	・新品種の導入、栽培技術の向上を支援し、農産物の増産を図る			既存制度の継続
②高収益型農業への転換支援	・施設栽培への転換のための設備設置の助成を実施 ・あわせて、転換にあたっての経営の相談・アドバイスの実施			既存制度の拡充
③品評会の開催	・農産物品質向上への意欲を高める機会、品質の高い農産物の発信の機会としての品評会の開催 ・花き園芸の振興と栽培技術の改善、優良品種の普及・啓発を図る花展覧会の開催			既存制度の継続

世田谷区の花き・園芸の変遷

世田谷区の花きは、都市近郊の利点を活かし、近代花き園芸の先駆的役割を果たしてきました。大正時代には、世田谷区玉堤から大田区田園調布の多摩川沿岸に玉川温室村と呼ばれるガラス温室群が建設され、最盛期にはカーネーションを中心にシクラメン、ユリの切り花、洋ラン、観葉植物を生産し、その先駆的な栽培技術や農業経営は、全国から注目を集めました。戦後は、周辺の宅地化による生産環境の悪化や政府の構造改善事業等の影響もあり経営者が他県に離散し、玉川温室村は姿を消してしまいました。

他にも、烏山・八幡山では主に昭和35年頃までダリアが、宇奈根では平成初期まで温室バラが栽培されていました。また、戦前・戦後を通して、盆栽や菊の栽培も盛んに行われていました。

現在は、パンジー・ビオラなどのポット苗や花鉢物、ユリなどの切り花等が生産されており、市場出荷のほか、庭先販売やJAの共同直売所で販売されています。

3-(2) 安全・安心な「食」の供給体制の強化

環境に配慮した農業促進に向け、農業者への助成や、環境配慮型農業・農産物の普及、消費者への発信を実施します。

また、区民、特に農地周辺住民の農業への理解を深めることを通じて、営農環境の改善を図るため、農地での情報発信、具体的には農地看板の活用促進による、栽培情報、生産者情報、農業・農地の多面的機能の周知などを行います。

【事業内容及び工程】

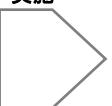
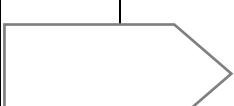
施策	内容	事業工程		
		前期	中期	後期
①東京都エコ農産物栽培農家助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した農業促進に向け、東京都エコ農産物認証を受けた農業者に対しての資材費等の助成実施 ・環境配慮型農業、農産物の普及、消費者への発信を実施 			
		既存制度の継続		
②生産者情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・区民、特に農地周辺住民の農業理解を通じた営農環境の改善を目的として、農地に農地看板を設置 ・設置された農地看板を利活用し、環境保全や防災、交流創出等の例を掲示するなど、農業・農地の多面的機能の周知などを実施 			
		既存制度の拡充		
③都GAP [*] の推進【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・都GAPの推進を支援 ・都GAPの考え方や支援制度の周知を実施 			
		周知・支援		

*GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理)：農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組みのことです。

3-(3) 新たな農業ビジネスの展開

農業経営規模が小さいため、農産物流通販売だけでは経営的に難しい状況の一方で、収穫体験や体験農園などをビジネスとして展開できる可能性があります。また、農業の六次産業化の支援、周辺小売店や飲食店、加工業者等との農商工連携の促進による付加価値の向上や、メンタルヘルス対策としてのセラピー農園事業、農福連携事業などによる新たな収益構造をつくることを推進・支援します。

【事業内容及び工程】

施策	内容	事業工程		
		前期	中期	後期
①六次産業化・農商工連携推進支援 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・六次産業化の支援、周辺小売店や飲食店加工業者等との農商工連携の促進 ・連携に向けた勉強会、事業構築に向けた相談会の実施等支援 	相談会実施 	事業支援 	
②観光農園、農福連携の推進支援 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷農業の立地特性を活かし、まちなか観光の推進と連動した農作業体験や「食」の体験のビジネス化を支援 ・メンタルヘルス対策としてのセラピー農園や福祉施設と連携した農福連携事業の推進支援 ・推進に向けた研究会、事業者マッチングの機会創出を支援 	研究会の立ち上げ 	事業推進支援 	
③異業種連携のマッチング支援 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や大学等研究機関と農業者との連携により、新たな農業ビジネスの構築の推進支援 ・事業者・研究機関のニーズとシーズ※、農業者のニーズとシーズの調査把握のもと、連携に向けたコーディネートを実施 	ニーズ・シーズ把握 	事業連携支援 	

※シーズ：事業者や研究機関、農業者が持つ技術やノウハウなどのことです。

4－(1) ライフスタイルに応じた農業体験機会の拡充

区民に都市農地の必要性への理解を進めるため、区民農園や体験農園、収穫体験など区民が農業体験できる多様な場づくりを引き続き推進します。

受け入れ農家の確保のもと、各種作付品目にあわせたふれあい農園としての収穫体験や花の寄せ植えづくり体験の実施、区民が自らによる野菜づくりを通して農業への理解を深め、農地保全の理解者となることを目的とした区民農園、農業者の指導のもと、農業への理解を深め、地域のレクリエーションの場として活用できる体験農園などを継続的に実施・拡充していきます。

さらに、区が農地を取得して整備した農業公園については、開園から間がないこともあり、まだ区民の認知度が低い状態ですが、子どもから大人まで多くの区民が農業体験を通して農業への理解を育む貴重な場として引き続き事業の充実を図ります。

また、区立小学校の児童の貴重な花育の場として、区内花農家による花の栽培指導を継続して実施します。

【事業内容及び工程】

施策	内容	事業工程		
		前期	中期	後期
①ふれあい農園の実施	・区民が農に親しみ、農の楽しさを知るための機会創出 ・受け入れ農家の確保のもと、各種作付品目にあわせて収穫体験、花の寄せ植えづくり体験の実施			
②区民農園活用推進	・区民が自らによる野菜づくりを通して農業への理解を深め、農地保全の理解者となることを目的に実施			
③体験農園事業の実施	・農業者の経営の一環として実施する体験農園の整備にかかる経費を補助 ・管理運営についての支援も併せて実施			
④農業公園運営	・次大夫堀自然体験農園、瀬田農業公園分園、喜多見農業公園について、運営内容の充実を図り、農業サポーターの育成や世田谷農業への理解促進、食農教育に資する事業を実施			

農業公園

世田谷区内の農地面積は、高額な相続税の負担や農業後継者不足などの課題を背景に、減少傾向が続いています。区では、農地等の保全策を講じた上でも保全できない農地について、一定の条件を満たす場合、用地取得をし、農業公園として活用しています。

農業公園は、農の文化や歴史、風景を継承し、区民が日常的に農に「触れ」「学び」「楽しむ」ことのできる場であり、平成28年度に喜多見と瀬田の二ヶ所に開園しました。

農業公園では、野菜の植え付けや収穫体験など気軽に参加できる「イベント」のほか、農家等の指導を受けて種まきから収穫までの一連の農作業を体験できる「野菜づくり講習会」、保育園などの教育関係団体を対象とした「農業体験講習会」を開催しています。



瀬田農業公園での野菜づくり講習会



喜多見農業公園での農業体験講習会

【参考】都市計画決定した公園・緑地

平成31年3月末現在

	面積	農業公園としての 開園面積
瀬田農業公園	1.3ha	1,647.50m ²
次大夫堀緑地 (農地部分: 4,833.47m ²)	4.6ha	2,376.93m ²
桜丘農業公園	1.1ha	未開設
喜多見農業公園	1.3ha	1,513.37m ²
桜上水農業公園	1.1ha	未開設
等々力農業公園	0.7ha	未開設

※1ha = 10,000m²

※次大夫堀緑地の開園面積は、次大夫堀自然体験農園の面積

4 – (2) 農業・農地の多面的機能の理解促進

区民に農業・農地の多面的機能への理解を促進することを目的とし、世田谷区農業祭、世田谷の花展覧会等のイベントの開催、各種媒体による情報発信、効果的な情報発信に向けた各種メディアへの情報提供等を行います。

また、区民や来訪者に向け、世田谷農業の価値を発信する新たな取組みとして、豊かな農の風景への気づき誘導とその発信を行う施策を実施します。

【事業内容及び工程】

施策	内容	事業工程		
		前期	中期	後期
①世田谷農業の発信イベントの開催支援	・花展覧会、世田谷区農業祭、ならびに隣接自治体等との協働事業でのイベント開催			既存制度の継続
②世田谷農業の情報発信	・直売所マップの発行、せたがや農業通信の発行 ・効果的な情報発信に向けた各種メディアへの情報提供等を実施			既存制度の継続
③農の風景の発信 【新規】	・区民や来訪者に向け、世田谷農業とその価値を発信 ・豊かな農の風景への気づき誘導とその評価を行うフォトコンテストの実施、それらの活動情報の発信、農の風景を体験するまちあるきプログラム等実施	事業企画・試行	継続実施	

基本方針 5 農地を守るまちづくりの推進

5－(1) 農地の維持保全

生産緑地制度の運用・指導については、農地の適正な保全を図るとともに、生産緑地指定の面積要件と一団性要件運用緩和を受けた追加指定の推進を図ります。特に2022年には生産緑地地区指定から30年を経過した農地の買取り申出が可能となることを受け、特定生産緑地指定の推進を図るための、生産緑地所有者への制度情報の周知徹底や意向の把握を行います。

また、都市農地の貸借の円滑化制度の導入を受け、地域での担い手への集約の仕組みを検討します。仕組みの構築により、安心して貸借ができる体制づくり、地域での話し合いの場づくりを支援します。

さらに、世田谷区独自に農地を保全する制度を検討します。また、農地保全の取組みに賛同いただける区民・団体・事業者等から寄付金を募り、これを取組み資金として活用する制度や買取り申出に対応する基金等の調査・研究を進めます。

【事業内容及び工程】

施策	内容	事業工程		
		前期	中期	後期
①生産緑地制度の運用・指導による農地保全の推進	・生産緑地制度の運用・指導により、農地の適正な保全を図る		既存制度の継続	
②生産緑地の追加指定・再指定の推進 【新規】	・生産緑地指定の面積要件、一団性要件運用緩和を受けて、新たに生産緑地指定できる農地の確認、農業者への制度情報提供		情報周知・指定推進	
③特定生産緑地指定の推進 【新規】	・特定生産緑地指定の推進を図る ・現状の生産緑地所有者への制度情報周知の徹底、指定に向けた支援を実施		情報周知・指定推進	
④農地の創出支援 【新規】	・農家所有の宅地等を農地として整備するための支援を行い、積極的に農地の創出を図る		制度設計・実施	
⑤都市農地の貸借円滑化法の活用 【新規】	・都市農地の貸借の円滑化制度の導入を受け、地域での担い手への集約の仕組みを検討 ・行政の関与による中間管理的な仕組みの構築等により、安心して貸借ができる体制づくりを検討	仕組み検討・試行	継続実施	
⑥世田谷区独自の農地保全制度の検討 【新規】	・世田谷区独自に農地を保全する制度を検討 ・区民等からの寄付を集める方法、生産緑地の買取り申出に応える仕組みとして基金等を調査・研究	制度検討	制度構築	

5 – (2) 農業・農地保全による潤いのあるまちづくりへの貢献

生産緑地地区の指定を受けていない農地についても、良好に維持管理し、緑の空間の消失を防ぐとともに、災害時のオープンスペースとしての活用を図ります。農地の防災への貢献については、緑域環境維持農地制度と、区内2JAとの農地防災協定を継続・推進します。

【事業内容及び工程】

施策	内容	事業工程		
		前期	中期	後期
①緑域環境維持農地制度	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地指定を受けていない農地の維持管理に向けた、保有農家との協定（災害時のオープンスペースとしての活用）の締結 ・制度内容についての周辺区民等への周知により、農地保全の理解促進 			既存制度の継続
②農地防災協定	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定の締結により、災害時に備える ・制度内容についての周辺区民等への周知により、農地保全の理解促進 			既存制度の継続

5 – (3) 農業公園の整備

世田谷区農地保全方針に基づき指定されている区内7地区の農地保全重点地区の中で都市計画決定済みのものについて、農業公園として整備し、農業振興等の拠点機能として活用します。

【事業内容及び工程】

施策	内容	事業工程		
		前期	中期	後期
①農業公園整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農地保全方針に基づく、農業公園の整備 			既存制度の継続

第5章 計画の実現にむけて

5-1. 推進体制と関わる主体の役割

世田谷区では、農業者、JA、農業委員会等の農業関係者だけでなく、青果店、飲食店、商店街など、そして区民がそれぞれの役割を担うことによって、生産から消費まで一体となった推進体制を構築していきます。

区は、この推進体制の構築にあたって調整役となるとともに、各主体の意欲的な取組みに対して積極的に支援し、農業振興計画の理念の実現を目指していきます。

なお、関わる主体の役割を以下に示します。

【各主体の役割】

主体	役割
農業者	<ul style="list-style-type: none">・農業の担い手、農地・農業環境の管理者として計画を主体的に実行する。・健全な農業経営のもと農地を維持し、農業・農地の持つ多面的機能を発揮することによって、快適で潤いのある都市生活を創出する。・世田谷農業を発展させるために、区民と連携を図り、取組みを推進する。
JA	<ul style="list-style-type: none">・農業者の営農技術指導及び農業経営改善の取組みに対する助言を行う。・安全で安心できる区内産農産物を区民に供給するため、その品質管理及び高付加価値化に向けたブランド管理を行う。・農業者と区民、民間団体、行政等を結ぶ役割を果たす。
区民	<ul style="list-style-type: none">・世田谷農業の理解者として、安全な食生活の推進、地産地消の推進、農業者との連携を進める。
商工業者 (青果店、飲食店、商店街など)	<ul style="list-style-type: none">・区内産農産物を積極的に取り扱う。・地場流通等農業者と区民を結ぶ取組みを推進する。
世田谷区及び農業委員会	<ul style="list-style-type: none">・意欲ある農業者に対して支援制度を設ける等、積極的に世田谷農業を支援する。・世田谷区の農業の振興、農地の保全のため、庁内の関係各課と調整し、実効性の高い計画を推進する。・農業基盤の強化、区内産農産物の区内流通の拡大を円滑に進めること、これら関係主体との調整を行う。・観光部局や福祉部局と連携し、新たな農業ビジネスの展開支援を行う。

5-2. 東京都及び周辺自治体との連携

■東京都との連携

世田谷区は、東京都農業振興事務所及び中央農業改良普及センターとの連携によって、区内農業者の営農技術の向上に努めます。

また、世田谷農業を含め、都市農業全体の振興に向けて、農業・農地に関する税制度・法制度の改正または新たな制度の構築等について、東京都とともに国へ提案をしていきます。

■周辺自治体との連携

世田谷区は、都内の農地を持つ自治体で構成される「都市農地保全推進自治議会」とともに、都市農業の保全について積極的に取り組んでいきます。世田谷区民だけではなく東京都民に対して23区内で取り組む都市農業を積極的にPRしていき、都市農業の発展とともに世田谷農業の魅力の発信に努めます。

5-3. 本計画の進捗管理

本計画の理念を実現するためには、計画に基づく具体的な施策についての進捗管理を行う必要があります。PDCAサイクルのもとで、計画を実行し、それを進捗評価・改善、そして必要に応じて計画を見直すプロセスを運用していきます。

計画期間の前期・中期・後期の段階で各取組みの進捗状況や目標達成状況等を農業振興対策委員会に報告するなど客観的に評価することができる仕組みを構築し、PDCAサイクルのもと、本計画の進捗評価及び進捗管理、本計画の見直しを行っていきます。



【参考】世田谷区農業振興対策委員会

「世田谷区産業振興基本条例」の第8条に基づき、「農業の振興を図り、産業の発展に寄与すること」を目的に区長の附属機関として「世田谷区農業振興対策委員会」を設置しています。このたび、「世田谷区農業振興計画」の策定にあたり、意見聴取を行ないました。

■委員名簿

◎堀田 和彦	東京農業大学国際食料情報学部食料環境経済学科 教授
中村 隆司	東京都市大学工学部都市工学科 准教授
○城田 恒良	東京中央農業協同組合 代表理事組合長
宍戸 幸男	東京中央農業協同組合 代表理事副組合長
福田 武雄	東京中央農業協同組合 常務理事
宍戸 寛一	東京中央農業協同組合 千歳地区青壯年部 部長
石井 良彦	東京中央農業協同組合 砧地区青壯年部 元部長
飯田 勝弘	世田谷目黒農業協同組合 経営管理委員会会長
中杉 誠	世田谷目黒農業協同組合 代表理事理事長
大平 佳史	世田谷目黒農業協同組合 青壯年部 部長
宇田川 千代野	世田谷目黒農業協同組合 女性部 部長
野島 菊美	世田谷花卉園芸組合 会計
田崎 恵子	区民
井岡 智子	区民
櫻井 文隆	東京都中央農業改良普及センター所長

※◎が委員長、○が副委員長を示しています。